

令和5年第1回定例会会議録（第5号）

令和5年3月14日

○出席議員（23名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	末田信也君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	松川幸路君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	いきいき健幸部長	中島靖彦君
建設部長	松屋益治郎君	市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君
防災局長	白石修三君	消防長	浜崎仁孝君
教育部長	柏木正義君	上下水道局長	岩田弘君
上下水道局参事	山内佳久君	財政課長	矢野義知君
企画戦略部参事	浜崎真二君	情報政策課長	新貝仁君
次長兼観光課長	日置伸夫君	農林水産課長	塩出政弘君

生活環境課長	堀	英	樹	君	ひと・くらし支援課長	甲	斐	博	幸	君	
障害福祉課長	大久保		智	君	子育て支援課長	中	西	郁	夫	君	
介護保険課長	阿	南	剛	君	スポーツ推進課長	豊	田	正	順	君	
都市整備課長	山	田	栄	治	君	公園緑地課長	橋	本	和	久	君
施設整備課長	若	杉	圭	介	君	学校教育課長	松	丸	真	治	君
学校教育課参事	利	光	聡	典	君	社会教育課長	古	本	昭	彦	君
消防本部次長 兼庶務課長	永	路	尚	道	君						

○議会事務局出席者

局	長	花	田	伸	一	議事総務課長	中	村	賢	一	郎	
補佐兼総務係	長	岩	男	涼	子	係	長	甲	斐	俊	平	
主	査	河	野	あ	や	主	査	松	尾	麻	里	
主	査	佐	藤	雅	俊	事	務	員	尾	割	春	晃

○議事日程表（第5号）

令和5年3月14日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○13 番（荒金卓雄君） 今日は 3 項目挙げておりますが、初めの国民健康保険税、また主に、介護保険料の計算方法について、今日はやり取りさせていただきたいと思うのですが。

私事で恐縮なのですが、去年の 12 月に 65 歳となりまして、高齢者 1 年生と。まだ 3 か月目ですので、高齢者フレッシューズというふうに自分を位置づけまして、毎朝、起きると、まず白湯で口の中の粘りをですぬ。いやこれは新聞でね、高齢者向けの健康対策というので、お勧めのやつですぬ。朝、少し熱めの白湯でゆすいで、うがいをして、その後、その白湯を 1 杯分ぐらい飲みますと、今度は、腸の活動が刺激されて、腸内環境が働き始めるというふうに言われて実行しているのですけれども。

そういう高齢者、1 年生、フレッシューズに、すぐ翌 1 月に市役所の介護保険課から郵便物が届きまして、これ、実物を受け取ったときのショックは、いわゆる介護保険の被保険者証です。皆さん方の御両親をはじめ、御高齢の方はもう御存じだと思うのですが、いざ自分にこういう被保険者証が来ると思いも寄りませんで、いよいよやっぱり、高齢者、高齢化時代を、これまでも議会でいろいろ質疑させていただきましたが、やっぱり自分が当事者になって、また改めて見えてくることがあるなというのを思っております。

それが、まず第一には、介護保険の保険料が、すぐ通知が来ました。令和 4 年度分ということで、全 10 回で払うのですけれども、これのうちの 1 月、2 月、3 月分の通知が来まして、いや、こんなというようなびっくりしたのもあって、今回、介護保険料の計算方法を少し勉強させていただいたので、その質疑をさせてもらおうと思います。

まず、現在、第 8 期の計画期間中ですが、介護保険料の一般的な計算方法、これをまず説明してください。

○介護保険課長（阿南剛君） お答えいたします。

まず、介護保険料は 40 歳から納付が始まりますが、40 歳から 64 歳までの方は、国民健康保険などの医療保険料と併せて納付いただきます。この年齢の方々の介護保険料は、御加入の医療保険、それぞれで異なります。

次に、65 歳以上の方につきましては、ここからが本課所管となりますけれども、原則、個人ごとの年金からの天引き、もしくは納付書により納めていただきます。その方々の保険料につきましては、別府市において、介護サービス全体に係る費用などから算出された基準額を基に、所得に応じて決めております。

この 65 歳以上の方々の介護保険料は、法令により、所得段階別の定額制としなければならない決まりがございます、別府市では 9 段階に分けております。取得等が上がることにより段階が上がり、介護保険料が高くなっていく仕組みとなっております。

大枠で申し上げますと、第 1 から第 3 段階までは、世帯員全員が住民税非課税で区分され、第 4 から第 5 段階が、世帯のどなたかが課税され、かつ、御本人が住民税非課税での区分となり、この 5 段階が基準額となります。第 6 から第 9 段階の方々につきましては、本人課税者となり、所得により区分されております。

○13 番（荒金卓雄君） 9 段階に分かれて、第 5 段階が基準額ということで、あとは所得に段階を設けて、基準額の 0. 何倍というのと基準額の 1. 何倍ということで、所得に応じて保険料が低く抑えられる方もいれば、やや負担能力に応じて高めに保険料が設定されているということですね。これ通常、累進課税的な設定と。いわゆる所得が多い、負担能力が多い方には、それなりの保険料を負担してもらうということなのですね。

私ちょっと後で、その段階のちょうど境目に来る方のことをちょっと質問させてもらうのですが、どうしても所得が低いほうから段階が階段状に上がっていくわけですが、そのちょうど境目を超えるか、超えないかで、保険料が一気に数万円高くなるというつくりになっているわけですね。

これは典型的な累進課税は所得税に見られるわけで、ちょっと所得税の累進性の説明だけちょっとさせてもらいますが、所得税は、現在7段階で行われておりまして、いわゆる課税所得、いろんな給与、所得控除とか引いた後の課税対象になる課税所得が195万円以下だと5%、その上が330万円までだと10%、で654万円までだと20%、こういう上がり方で、再度、一番高いのが4,000万円を超えると、課税所得が4,000万円ですから、よっぽど高いのですが、その場合は45%となって、通常これが累進課税と言われているのですが。

ちょっと勘違いしがちなのが、例えば、課税所得が450万円だったとします。そのときは、この3番目のところの20%というところに該当するのですが、この人の所得税は単純に450万円掛け20%の90万円になると考えがちなのですが、ところが、実際はそうではなくて、この所得の450万円のうち、第1段階の195万円までは5%で、195万円を超えて330万円までの分には10%、実際は、330万円を超えた分に関して20%と、こういう計算をするのです。

これちょっと計算の式は略しますが、それでやりますと、この同じ450万円の所得があって、正確な所得税は47万2,000円になると。単純に20%と考えると90万円なのですが、実際は、47万2,000円という金額になります。

これは累進課税の中でも、超過累進課税というやり方を選択して、累進課税の中でも、その課税の境界を越えて、すぐ一気に、例えば、10%だったのが20%に上がってしまうと非常に額の飛躍が大きいから、その段階に応じた分ずつ取って、最後に、この境界を越えた分の人に一番高い20%を掛けると。それを足し合わせて、こういうつくりになっているのですが。

今回、私がこの介護保険料の問題で言いますのは、時々というか何回か御相談を受けたことがあるのです。介護保険料が、ちょっと収入が増えたからということで、大分上がったというようなことを言われ、御相談を受けて、調べると、その所得段階が、境界を越えて上がったために、極端に言うと、境界を100円超えようが、1,000円超えようが、1万円超えようが、その所得段階に応じて、その最大で、介護保険料の場合は1万4,300円一気にアップしてしまうと。

だから、同じ段階のところにあるので、低い所得の人も高い所得の人も同じのになると。これは定額というふうに言われておりますけれども、100万円近い所得差がある場合でも、同じ所得段階に所属するというので、同じ保険料というのはちょっといがかかなと思うのですが、その点はどのようにお考えですか。

○介護保険課長（阿南剛君） お答えいたします。

平成12年に介護保険制度が始まってから、この段階層による差の問題は議論されてきましたが、そもそも不連続の階段状での税率となっている時点において、どうしてもこの段階層の分かれ目といいますか、境界にいらっしゃる方につきましては、少しの所得の差で介護保険料に差が出てしまうと、そういった場合が出てくるとおられます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、現行の介護保険制度におきましては、所得に応じた定率制はできず、所得段階別の定額制としなければならないこととなっております。

介護保険の保険者は各市町村となっておりますけれども、国が定める介護保険制度でございまして、現在、別府市におきましては、所得段階においては、その国の基本モデルというものに準じているところでございます。

○13番（荒金卓雄君） 法令によって、九つある所得段階の同じ段階に所属している場合は、保険料は定額と、同じ額になるというのが定められているので、その矛盾は理解できても、制度としてはこうですとしか、なかなか言えないということだと思っんですね。

だから、この所得段階別の定額制というのが、一つ、国で定めているというわけですが、なかなか実情に合っていないというか、もっと言えば、これは徴収する側の理屈ではないかと思うのです。支払う側からすれば、やはり率直に所得に応じて、滑らかな保険料が上がっていくと。これなら、納得できるわけですけども、そうではないというところにもどかしさが、私はあると思います。

市の裁量として、そういう問題に関して、どこまでできるのか。全く変えることができないのか、この辺はどうですか。

○介護保険課長（阿南剛君） お答えいたします。

所得段階別の定額制を変えることはできませんが、基準額割合ですとか、6段階以上の段階の境界となる基準所得額を変えることですか、もしくは10段階以上の設定を行うことは可能でございます。

いずれも低所得者への配慮等の特別な必要がある場合で、保険料必要額を確保できる範囲で設定できるのですけれども、この保険料必要額を確保できる範囲ということですので、全体的な収支のバランスを考えて、変更を行うには十分研究する必要があると思っております。

○13番（荒金卓雄君） 十分な研究、調査が必要だと思います。今の制度の中で、何とか公平性を保てるように研究をしていただきたいということを申し上げて、この項は終了いたします。

では次に、飼い主のいない猫への餌やりは禁止という方針についてお伺いします。

また、私事で恐縮ですが、この1月から2月ぐらいにかけて、自宅の近所で、夜になると猫が、もう何て言いますか、激しい鳴き声を上げまして、騒々しい、喧嘩かなという思いと、いわゆる猫も発情期がありますから、俳句にも猫の恋というような季語があるぐらいですから、猫のそういう自然な生理的な鳴き声も、人間にとっては、時に応じては迷惑になるというようなことを感じながらしているのですが。

猫といえば、つい最近、さいたま市で、猫の死体は何体も見つかったというような報道がありました。学校の校庭ですとか、公園の中とか、畑の中ですとかね。猫にとっては非常に迷惑な話でしょうが、人間と猫の生活の密接な部分があるのかなというふうに思いました。

まず、別府市の飼い主のいない猫への餌やりは禁止というこの原則に関してお伺いします。それを地域で、より迷惑がかからないようにするための猫活動グループというのが、平成27年から発足して、市が進めておりますけれども、その登録数、猫活動グループの登録数の推移はどうですか。

○生活環境課長（堀英樹君） お答えいたします。

本市では、本年1月末現在、127の猫活動グループが登録しており、登録が始まった平成27年度当初の36グループが8年目を迎え、3倍以上に増えているところでございます。

猫活動グループにおきましては、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の取組だけではなく、地域に存在する猫が付近の方に迷惑をかけないために、餌やトイレの管理などの活動を行っているところでございます。

○13番（荒金卓雄君） 私の住んでる地域でも、猫が本当10匹以上、少し広い空き地とか人家の駐車場に止まっているトラックなんかにたむろしている。それも、ひなたぼっこを兼ねながらやっているのしょうけれども、2匹、3匹が、ニャオニャオと泣きながらたむろしているのなら、まだのどかなあれでしょうけれども、それが、5匹を超えて10匹

近くがうろうろするような姿を見ますと、やっぱり近隣の方にとっては、ちょっとやっぱり気持ちのいいものではないというのがあろうかと思えます。

そういう中で、別府市が今申し上げた猫活動グループの登録数が3倍になったということで、127グループできたということで、そのグループが主体になって、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の不妊・去勢手術の取組や、餌をやる場の管理、トイレの管理、こういうのを行っているということですが、まず、その不妊・去勢手術助成金事業というのがありますが、この利用状況はどうでしょうか。

○生活環境課長（堀英樹君） お答えいたします。

助成金の交付頭数で申しますと、この事業が始まった平成27年度が109頭、28年度に82頭、29年度に103頭、30年度に107頭、令和元年度に125頭、令和2年度に173頭、令和3年度に187頭、令和4年度1月末現在で197頭に対し、助成金の交付を行っている状況でございます。

○13番（荒金卓雄君） 令和4年度、現時点で197頭ということですが、100頭台を維持しながら継続しているというのは、グループの活動も継続されているということだと思っております。

ちなみにですね、雄の場合と雌の場合で手術の内容、また値段が違うのですが、この雄と雌の比率はどうですか。

○生活環境課長（堀英樹君） お答えいたします。

助成金交付の雌の比率の推移を見ますと、平成28年度だけは交付全体の雌比率が85%でございますが、その他の年度におきましては、おおむね交付全体の6割から7割を雌が占めている状況でございます。

○13番（荒金卓雄君） 地域のグループの方も、基本的には雌のほうを、まず優先して不妊手術ということをしてしながら、あと、雄がおれば、去勢手術という動きかなと思います。

これ127グループがありますが、猫活動グループ別での利用、これ偏りとかその辺がないか、そこはどうですか。

○生活環境課長（堀英樹君） お答えいたします。

直近の令和4年度の助成金利用状況で申しますと、猫活動グループの全体のおおよそ5割に当たる63グループが、この助成金事業を利用しており、1グループ当たりの交付頭数は平均3.2頭でございます。

○13番（荒金卓雄君） 127グループのうち、63グループということですが、課長とのやり取りで、これに上がってないグループはちょっと活動が不活発なのではないかと申したら、いやそういうわけではなくて、むしろ、この不妊・去勢手術を順調にやって、もうその地域からは、なかなかそういう飼い主のいない猫の問題が減少しているというのの表れなのですよということでした。

そこで、ちょっと質問1個飛ばしますが、現在でも市内で餌やりやふん尿の苦情、これが、まだあります。私もちょっと地域は離れたところの方から、猫の被害でちょっと現場を見に来てくれというのが、去年の年末にありまして、見に行きました。

ただ、やっぱり、いわゆる大っぴらに、ちょっと御婦人が不定期に来て、餌を勝手にやって困るのだという内容でしたが、大っぴらに、道の真ん中とか広場の真ん中でやるのではないようで、ここなので申すから、自動販売機の裏の空間に、お皿にキャットフードが入れられていまして、それがちょっと飛び散って食われているということで。猫はちょっとそのときは目にしませんでしたが、こういうので、その御婦人が無責任な餌やりをやって困っているのだと。

現実、近くの駐車場なんかには、猫の、いわゆるふんが、勝手にされて、そこ出入りする車が踏んでしまうのだというようなことを言われながら、その方はもう長年、この苦情の

ことで市役所の環境課のほうにも何回も抗議というか、何とかしてくれというようなことで来てたようです。また、議会でも委員会のところでは条例制定をというようなことまでありましたけれども、現実問題として、この餌やりやふん尿の苦情件数、これは減少してきているのかどうか、どうでしょうか。

○生活環境課長（堀英樹君） お答えいたします。

不妊・去勢手術助成金事業の始まった平成 27 年度の飼い主のいない猫に対する苦情件数の推移を見てみますと、年度によって偏りがあるものの、近年では飼い主のいない猫のふん尿等に対する苦情が例年 30 件程度あり、無責任な餌やりに対する苦情は例年 40 件程度ございます。

その大半は、猫活動グループが存在しない地域において発生している状況でございます。猫活動グループが存在している地域におきましては、飼い主のいない猫に対する苦情件数は大きく減少しているところでございます。

○13 番（荒金卓雄君） 今のようなそういう状況からすると、今の別府市の猫活動グループに関しての課題、問題点はどういうところにあると思いますか。

○生活環境課長（堀英樹君） お答えいたします。

市内の繁華街では、飼い主のいない猫が住みついているにも関わらず、店舗のみで居住する方がいない地域があり、猫活動グループが結成しにくいという課題がございます。そのため、その地域で無責任な餌やりによって、飼い主のいない猫が増えるものの、猫活動ができる方が近くに住んでいないため、不妊・去勢手術助成金事業が進まないといった問題を抱えているところでございます。

○13 番（荒金卓雄君） やはりそういうグループが結成されて、意識的に取り組んでいるところでは、そういう被害の苦情が減ってきつつあるけれども、地域によっては、そういうグループが結成されにくいところ、そういうところは、いわば放置されたままになりがちだということなのでしょうね。

私も、やはり別件で猫の相談を受けまして、その方は、自分の飼い猫という意識ではないのですが、自分の庭あたりに、猫が三、四匹集まってきて、それで、餌もほどほどやって、ふん尿なども御自分でお世話をしていると。グループ結成しているわけではないのですが。

家にも行かしてもらいましたけれど、猫ちゃんがやっぱり家の中をうろうろ、我が家のような顔をして遊んでいる。それだけ、その女性の方がかわいがってくれているのですけれども。

その方から、やっぱり昨年年末に相談がありまして、ちょっと猫ちゃんが近所の若い人が乗る、いわゆるオートバイ。それも、もうちょっといいやつですね、排気量の高いやつに、いたずらといたら、猫ですから、ちょっとかじったりしたのがあるのでしょうかけれども。そしたら、もうその所有者の若い男性から、ちょっとその御婦人に対して、こんな迷惑な猫、何で飼っているのかなというような言われ方をして、もう本当、怖くなったぐらいね、あったのですと。

それでもう、これまで長年、その猫を飼ってきたというか、お世話してきたけれども、もうこれ以上、御自分も高齢であるし、もう手放そうということで、大分におおいた動物愛護センターというところがあると。そこに連れていけば、いわゆる預かるなり、殺処分なりしてくれると聞いたのだけれども、あなた、聞いてくれないかいということがありまして、私のほうが電話をして、いろいろやり取りしました。

おおいた動物愛護センターの業務の中に、こういうのがある。犬猫の引き取り、返還及び譲渡、処分判断というのがあるのです。この処分判断というのは、まずは預かって、そのセンターの中で飼育をするのだけれども、市民、多くの県民の皆さんに呼びかけて、かわいい猫、欲しい猫があれば、持っていったいいですよという、こういう譲渡の窓口、紹

介をしているわけですね。

当時、聞いたら、もうその施設内に150匹、今抱えていますということをしていました。連れていったら、もういいですかと言ったら、いや、すぐはちょっと連れてこないでくださいと。まずは御自身で飼い主を探す活動をしてくださいという条件がつけられましたね。

それはちょっと、近所に声掛けぐらいなら、しないこともないけれど、と言っていたら、実は大分合同新聞のぶんぶんという欄があるんですね。皆さんも御覧になることがあるかと思いますが、ちょっともういろんな情報を載せている、ぶんぶんというページがあるんですが、ここに、実はこういう猫ちゃんとかを、犬の新しい飼い主さん募集していますとかいうことで写真を載せて、何歳ぐらいの雄ですとか、雌ですとか、また避妊・去勢手術は済んでいますとか、こういうところに、まず載せてくださいと。それでどうしても、希望者が連絡してくるようなことがないということであれば、センターとしては引き受けますということで、その方も、もう本当、言われるとおりに、大分合同新聞に載せましたけれども、残念ながら飼い主希望というのは出てこなかった。それでやむなくセンターに連れて行って、ということなわけです。

その後、どういうふうになったかまでは、もう分かりませんが、やはりその方にとっては、かわいかわい猫ちゃん、ほどこ節度のあるかわいがり方をしてたのが、近所とのトラブルで、もうこれ以上、関わりはできないという決断をして、ある意味、殺処分覚悟でおいた動物愛護センターに連れていったということなんですね。だからそういうのがあります。

だからこの猫の問題は、当初は、いわゆる地域での、御近所とのトラブルを起こしてはいけないと、猫のことで。それは、お世話する人の良識で、迷惑をかけないように、また不用意に無責任な餌やりをやって、飼い主のいない猫をどんどんどんどん繁殖させるようなことにならないようにということに来ていたのですが。

それに対して、市としては、県の助成金の制度などを利用しながら、別府市だけです。もう雌猫が2万円、雄猫が1万円の手術費を、県からは半額しか助成がないんです。それにあと半額を上乗せして、とにかく不妊・去勢手術が無料で、そのグループからの申請であればできますよということで取り組んでいる中で、効果がある程度見えてきているんだろうというふうに思います。

そこで、もう最後の質問です。今後の、この猫に対する方針、これはどのようにお考えですか。

○生活環境課長（堀英樹君） お答えいたします。

本市としましては、今後とも引き続き、本助成金制度をより充実させ、猫活動グループのいない空白地帯にも対応できるように、猫活動グループ結成の促進に努めるとともに、譲渡会などへの支援も検討してまいりたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） そうですね。猫を飼っている皆さんも、いわゆるそういう譲渡会を市のほうがやってもらいたいというお声を聞きます。

そういうのお手伝いを、市のほうとしても、今後やっていく中で、人間に迷惑かける猫といっても、猫の側から見れば生存権ですから、勝手に殺処分を受けるようなことは、これはもう猫の立場になれば許されない。

また、動物愛護の法律もその部分をうたっているわけですから、そういうことが発生しないように、譲渡会等、また猫活動グループをしっかりと応援して支えていながら、活動を続けてもらいたいということを申し上げて、この項、終了いたします。ありがとうございます。

では最後に、デジタル化による行政業務の効率化と利便性についてお伺いをいたします。

昨日、うちの先輩議員の堀本さんも、ついこの間、2月の末に締めたマイナンバーカードの件を質問していました。

それで、ちょっと質問の順番変えて恐縮ですが、マイナンバーカードの別府市の2月末での最終の申請率、それと交付率、これをもう一回お願いします。

○情報政策課長（新貝仁君） お答えいたします。

マイナンバーカードの申請交付状況でございます。令和5年2月末時点の数値でお答えします。本市の申請数は8万3,193件でございます。人口に対する申請率が73.3%でございます。全国平均は72.6%でございますので、全国平均と比較して0.7ポイント上回っております。

全国平均とは、最大の時点で、令和3年5月ですけれども、マイナス5.4ポイントの差がございましたけれども、普及促進に力を入れて取り組みました結果、全国平均を追い越すことができしております。

続きまして、交付数でございますけれども、こちらは、7万725件でございます。交付率は62.3%、全国平均は63.5%でございます。全国平均と比較し、マイナス1.2ポイントとなっております。

交付率につきましても、最大で6.6ポイントの差がございましたけれども、徐々に全国平均との差を縮めているという状況でございます。

○13番（荒金卓雄君） 私も、もう何回か、マイナポイントが利用できるマイナンバーカードの申請の締切りというのが、数回延長をされまして、今度は最後ですよということで、今年の2月末が、28日が最終日でした。それが近づくにつれて、1階のフロアの特別コーナーに、こんなにも並んで手続きのかなという場面を、もう連日見ました。それが影響してだろうと思うのですが、午前中は市役所の駐車場も満杯と。もう上の松林のところに止めざるを得ないというような状況が続きました。

ちなみに今、別府市の数値を言っていたいただきましたけれども、これはもう本当に追いつけをかけていただいたところですが、でも交付率は若干、申請率より下がるわけですが、これは1か月後ぐらいすれば、少なくとも申請率と同じだけの交付率70数%に上がるということですね。

ちなみに、全国で一番申請率が高かったところはどこかと言いますと、宮崎県都城市91.8%、その次が、兵庫県養父市91.5%、3番目が山口県柳井市83.4%。ちなみに、大分県内で一番高かったのは、姫島村97.2%。こういう数字だけを比較して、別府がどうかというつもりはありません。これはもうマイナンバー制度そのものに賛同するかどうかという意見もありますし、また、施設に入っていたり、長期入院していたり、なかなかそういうお手伝いの場面までいけなかったというケースもあるわけです。

しかし、いずれにしても、このマイナンバーカードの普及が、やはりこれからのデジタル社会、行政の業務の効率化、また、それを持っている利用者の利便性の向上ということに直結するわけですからね。今後も、まだこの申請交付の手続が続きますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、別府市は、別府デジタルファースト推進計画というのを策定し、デジタルを活用した市民サービスの向上、また職員の負担軽減に取り組んできているというふうに伺っていますが、現在はどうのような進捗状況なのか説明してください。

○企画戦略部参事（浜崎真二君） お答えいたします。

本市では、令和元年6月にBEPFU×デジタルファースト宣言を行い、デジタルを活用した様々な取組を行っています。その後、総務省から自治体DX推進計画が公表されましたので、令和3年6月に、BEPFU×デジタルファースト宣言の取組を再整理したデジタルファースト推進計画を策定しています。

この推進計画は、デジタルファーストの考えの下、いつでも、どこからでも、御自身のスマートフォンを利用して行政サービスを利用でき、市民生活を便利にするということを目標としています。

具体的な取組の事例としましては、インターネットで行政手続が申請できる電子申請サービス、マイナンバーカードを利用した住民票など各種証明書のコンビニ交付サービス、別府市LINE公式アカウントを利用した行政手続の自動回答サービス、市民課などの窓口混雑状況をホームページでお知らせするサービス、小中学校や幼稚園、保育所の保護者への連絡サービスなど様々な取組を実施しており、計画の目標に向かって着実に進捗している状況でございます。

- 13番(荒金卓雄君) これは市長が就任して、全国で一番目にBEPFU×デジタルファースト宣言というのを発令しまして、一つは業務の効率化、これによって、職員の皆さんが、手書き、また、いわゆる面談等で使っている時間などを、プログラムの自動化できる部分は自動化して、ほかに回せる時間をつくっていく、こういうようなもの、それが必然的に窓口に見えている利用者にも、時間を待たなくて済むということですか、様々なメリットを生んでおります。

これは国のほうも、自治体DX推進計画というようなものを、2020年、令和2年12月に公表して、また、つい最近2022年の9月には改訂版を発動しています。話題を呼びましたデジタル庁は、2021年9月に発足して、国もこのデジタル化に大きく舵を切っているわけです。

その中で最近言われているのが、行かない市役所、また書かない窓口と、こういうのが国レベルでも言われておりますので、ちょっと質問の順番が逆になって申し訳ないのですが、初めに、行かない窓口ということ、これに関してちょっとお伺いします。

つい、この3月10日、公立高校の入試の合格者の発表がありました。御存じのとおり、もう今は学校に大きな掲示板を立てて、ベニヤにその合格者の番号を貼るといような風景は、このコロナでなくなりまして、今回も、高校の特設ページに合格者の番号が載ると。それに受験生がアクセスして、自分の合否の確認ができると。これなんか、まさに行かない合格発表ということだと思ふのですね。

こういうところに私は、コロナがきっかけだったという面、また高校の校庭で合格の発表を見て、仲よし3人組、4人組で抱き合うような風景が、一種の風物詩みたいなのがありましたが、それが見れなくなるという寂しさはあるかもしれませんが、やはり確実に、行かなくても何か十分サービスが受けられるということが、私は出てきていると思うのです。

それで今、もうちょっと細かく説明をお願いしたいのですが、いわゆる今、申し上げたような、市役所に行かなくても窓口で受けていたようなサービスが受けられるという取組は、具体的にはどういうものがあって、また利用件数、これはどうでしょうか。

- 情報政策課長(新貝仁君) 答えします。

行かない窓口への取組でございます。

これは、別府市のデジタルファースト推進計画におきましても重点項目として挙げておりまして取組を進めております。

取組の具体例ですけれども、まず電子申請として、国の構築しましたびったりサービスを利用して、児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求などの子育て関係、それから、選挙における不在者投票用紙の申請、それから、職員採用試験の申込みなど、終了したものもありますけれども、41項目の手続を対象としまして、サービスを実施してきております。昨年度は、合わせて835件の申請申込みを受け付けております。

また、令和4年2月から、マイナンバーカードを利用したコンビニでの証明書の交付サー

ビスを実施しております。今年の1月末までの、サービス開始以降約1年間の実績ですけれども、利用件数が9,893件、証書発行枚数にすると1万1,306件御利用されております。休日や夜間も証明書の発行ができるということで、さらに発行手数料が窓口より安い、安価ということで、利用が徐々に拡大しているという状況でございます。

それから、インターネットから本人確認を要しない簡易な申し込みサービスというものも実施しております。今年度1月末時点で150種類の申込みなどの様式を公開しております。全体で、1万5,781件の回答をいただいております。

さらに別府市LINE公式アカウントのほうのサービスでございます。

ごみの分別方法や行政手続についての自動回答サービスというのを実施しております。ごみ分別の自動回答サービスの方は、1月末までに2万3,420件、1日平均にしますと76件の御利用があり、行政手続の自動回答サービスは3,950件の御利用をいただいております。

以上のように、市役所に行かず、御自宅などからいつでも御自身のスマートフォンを利用して行政サービスを受けることができるような様々なサービスを提供しており、今後も拡充していきたいというふうに考えております。

○13番（荒金卓雄君）今、具体例と件数がありました。

例えばコンビニでの証明書の交付サービス、これ去年の2月から始まりまして、私どもも何回か議場で要望してきておりましたが、それがやっと実現して、あっという間に1万を超える利用件数、これはまだ1年目ですから、そういう制度があるということをお存じの方も、まだ今後、増えていきます。

また、今回のマイナンバーカードの交付がどんどん進んでいけば、利用者も増えると。ましてや利用料金が、住民票は市役所にわざわざ来て、窓口でやって300円のもの、コンビニ交付では150円と、こういう半額の出血サービスをしているわけですから、もっと増えていこうかと思えます。

1個だけ、私、この件数を見ていて気づいたのは、LINEアカウントなのかも本当、2万幾らでしょう。ところがね、一番最初に電子申請、ぴったりサービスを利用して、児童手当の受給資格等のものとか選挙における不在者投票用紙の申請、こういうものが、制度はできているのですが、利用件数が昨年度は835件と少ないですね。

これは、恐らく、私もちょっとやってみました。やってみたら必ずマイナンバーカードをスマホで読ませて、そして、それに暗証番号を入れて、本人確認がクリアできて初めて、こういう手続ができるというようなものになっておりましたのでね。

ちょっとマイナンバーカード普及が進んでも、実際にこの申請ということに、電子申請をやるときにマイナンバーカードをスマートフォンで読み込ませて暗証番号入れてということが、若い方は恐らく、どんどん広がっていくと思いますが、なかなか御高齢の方、慣れない皆さんへの開拓というのは、工夫が要るのではないかなというふうに思いました。

もう一点、今度は書かない窓口というのがあります。これは、私も先日、ちょっと目の悪い方が南部出張所に行きまして、でもちょっと申請を、御本人の証明書だけ持っているからできるつもりで行ったのですが、やはり申請用紙に記入して出してもらわないと、その望む住民票が出せないということで、急遽、私のほうに本人から連絡があって今、こうこうで困っているのだと。すぐ、私も行って、所長さんと話して、私が代筆という形で、1か所だけ、御本人の自署が必要なところは書いてもらったのですが。

こういう書く作業が、今私が申し上げたのは、目の障がいがある方ということですが、一般の皆さんでも御高齢になったりして、グランドフロアの窓口で、みんなこういう申請用紙をびしっと書くわけですよ。名前、住所を書かないといけないということで。それも何か所も書かないといけないということが今、大きく見直されようとしています。

書かない窓口といっても、マイナンバーカードを一つのキーにして、書かなくてもいいのだ、いや、できるのではないかというような取組が全国でも行われているようですが、別府市としては、書かない窓口への導入、これの取組状況はどうか。

○情報政策課長（新貝仁君） お答えします。

書かない窓口につきましては、申請者の負担軽減になる取組であると考えておりまして、本市におきましても、窓口を持つ関係課のほうで、マイナンバーカードなどを利用した申請書の記載内容の自動作成サービスなどの調査研究を行っている状況でございます。

またデジタル庁のほうで、令和5年夏頃をめどに、書かないワンストップ窓口サービスというものが提供されるという予定になっております。

このような取組については、共通の基盤と共通のサービス内容で取り組んだほうがメリットが大きいというふうにも考えられる部分がありますので、国の提供するサービスの動向を注視しつつ、引き続き調査研究していきたいというふうに考えております。

○13番（荒金卓雄君） 国のほうが、やはりこれに本腰入れて取り組むというのがこの近いうちにありますので、それに、しっかり歩調を合わせて、別府市としても取り組んでもらいたいという御要望を申し上げます。

最後の質問ですが、今申し上げたようないろんなサービスが増えております。

別府市の公式LINE、また、ごみの検索、私もつい最近、家で、石油ファンヒーターのスイッチが入らなくなったということで処分しないといけないということで、私の妻が、これもう燃えないごみで出していいのだよな、燃えないごみで。灯油がついておる。灯油はもちろん出しているわけですけども、そんな危険なのを出していいのだろうかと思ったときに、ぴたっとLINEのごみ検索で、石油ファンヒーターと入れたら、きちっと出て、燃えないごみで大丈夫ですと、袋に1個ちゃんと入れれば、出せますと。こういう確認が、もういつでもできるところまでできています。

ところが、これだけのサービスを利用できる市民の方を増やしていかないといけない。そのためには、やはりいろんな助言、アドバイス、そういうのをしてくれる人が御近所にいてほしい。そういうので、今、国としてもデジタル推進委員というのを増やしていくことを考えておりますが、別府市の取組はどうでしょうか。

○企画戦略部参事（浜崎真二君） お答えいたします。

本市では、令和3年度総務省補助事業であるデジタル活用支援推進事業を行い、スマホ講座を地区公民館等で12回、延べ112名の方が受講しました。

今年度は、各地域で、ひとまもり・まちまもり協議会がスマホ教室を開催しており、講師としまして、昨年度行ったデジタル活用支援員育成講座の受講者や協議会でデジタル推進クラブを立ち上げ、地域の人たちが講師になって開催している協議会もあります。

市は、講師の調整や研修内容策定などの支援を行っています。ひとまもり・まちまもり協議会では、今年度41回のスマホ教室が予定されており、1月末までに30回開催され、293名の方が受講しています。どの地域の教室におきましても、非常に好評であるとの御意見をいただいています。

次年度も同様の講座を計画しており、将来的には、デジタル機器やサービスの使い方を近所の方が教え合う、このようなモデルを構築していきたいと考えています。

○13番（荒金卓雄君） 早めに取り組んでいただいているということで、御近所で教え合える中で、このデジタル技術の活用が進むようになっていただきたいと思います。

結びに、ちょっとこれユーモアと思って聞いてもらったらいいのですが、このデジタル技術、行政デジタル化が、ある程度到達点というのが、私、選挙の投票。これがね、24時間365日の選挙期間中、どこからでも投票ができると、こういうことが考えられてきていいのではないかなと。

今空飛ぶ自動車も開発されてきています。また、一般の方も、お金を出せば、月に行こうかというような時代に、今、投票行為は、投票率が低いということも、もちろん問題なのですが、投票所に足を運んで、自分で書かないといけないと。その一番受付のところでは本人確認ですよ。選挙はがきに名前書いて出す。また名前なくても、口頭で言えば、本人確認ができれば、投票所へ入れて、投票用紙どうぞという形でできるわけですが。

これが、私はマイナンバーカードが本人特定、本人特定を間違いなくできるものとして、今後、位置づけられるわけですから、それにデジタル、またインターネット、こういうのを使えば、もう投票所に行かない選挙、投票所に行かなくても投票ができると。書かなくても、極端に言うと、もう端末に候補者の名前が出て、この人というのをぽんと押せば、それが1票というようなことにできないでしょうかね。

そうすれば、今度は、開票があつという間ですよ。今、投票日の8時に閉まって、わつと人数をかけて開票をしていますよね。デジタルで集計すれば、得票数が、もう一気に確定します。

そういうようなのが、私は、今回、デジタル化を考える中で、またマイナンバーカードをどう活用していくかというのが、一つは大きなこの選挙のやり方に改革がされていってほしいなというのを申し上げて、この質問を終わります。ありがとうございました。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

- 4番(阿部真一君) 自民党議員団の阿部真一です。2期目最後の質問ということで、毎回同じように、教育行政、福祉行政、そして消防防災行政についてお聞きしていきたいと思っております。

まず初めに、おじかの利活用と現状についてということで通告をさせていただいております。

おじかの設立目的は、自然の中で集団生活、宿泊生活、そして各種の体験活動を通して、青少年、子どもたちの健全な育成、成長に寄与することを目的とされております。そして、歴史を振り返りますと、昭和54年、1979年5月15日に開所され、昭和62年、1987年にログハウスが完成、そして平成16、17年には宿泊別棟ロッジを新しく新設しております。令和元年には40周年記念式典ということで式典を開会し、これまでおよそ88万人の青少年を含めた関係者が利用されています。

当時の予算金額で5億7,900万円の予算を投じて、このおじかという施設が建設されました。

教育施設としての位置づけとしては、学校外での教育施設として、これまで市内の小中学校の宿泊研修を中心に、子どもたちの自然体験、学習の活動拠点として、自然活動を通し、自然に親しむ、心、畏敬の念、協力や思いやり、諦めない心、そして耐える力を育み、ここで経験する全ての事項は、人格形成や人間関係の構築の基礎になっています。別府の未来を担う心豊かでたくましい子どもたちの育成の場として、重要な役割を担っていますし、私もその1人であります。

そこで、今回新型コロナウイルス感染拡大ということで、令和2年10月11日より、このおじかの施設は老朽化、そして新型コロナウイルス感染症の影響ということで、利用が難しいということで休館をしております。

おじかは、市直営の施設であります。休館前と休館後では、利用者数及びその管理費はどのようになっているのか、御答弁いただけますか。

- 社会教育課長(古本昭彦君) お答えいたします。

利用者数につきましては、休所前の平成29年度から令和元年度までの3年平均で8,424名でございます。休所後の令和2年度は1,291名、令和3年度は1,502名となっております。

また、管理費につきましては、同じく休所前の3年平均で約4,100万円、令和2年度では約2,600万円、令和3年度では約1,200万円となっております。

- 4番(阿部真一君) まず、この管理費と利用状況をお聞きしたのは、コロナ前と現在コロナ中で休館ということで、施設管理費の面からどのような状況にあるのか、少し確認してみたいと思いましたので御答弁を願いました。

コロナの感染拡大ということで、このおじかは休館をされております。この2年間で、教育委員会をはじめ、行政のほうで様々なこのおじかに対しての利活用、そしてサウンディング調査等を行っております。

まず、入り口がコロナでの感染拡大での休館であったわけでありますので、この施設を公共施設マネジメントの中で改善していくという目的ではなかったのではないかと私自身は思っております。その中で今、教育委員会のほうがサウンディング調査をはじめ、様々な基本計画を委託し、進めていっております。

現時点で教育委員会のこのおじかの施設に対しての考え方についてお伺いしたいと思っておりますので、御答弁をお願いします。

- 社会教育課長(古本昭彦君) お答えいたします。

おじかは、市内の小中学生にとって貴重な自然体験学習の場を提供しており、今後も引き続き、同様の場を提供しなければならないと考えております。

既存の施設は、老朽化して耐震性が確保されていないことや宿泊棟の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることを踏まえ、現在、今後の整備の方向性を検討しているところでございます。

- 4番(阿部真一君) 今、答弁ありました。

この施設は老朽化している。昭和54年に建てられて、およそ45年が経過している施設であるということ。そしてまた、土砂災害警戒区域ということで、県、国から指定をされております。その部分は、コロナの感染拡大とは、また別の要因として、もう以前から、ある程度把握されていたことであると思えます。

その部分を勘案して、このおじかの整備については、やはり公共的に予算を捻出する教育委員会の御苦勞はお察しいたしますが、このおじかについては、やはり別府市民、特に我々世代、そして子どもたちにとって、普通のと言ったらあれですけども、単純な公共施設の在り方とは違う思い入れがあると思えます。恐らく、この議場にいらっしゃる方は、皆さんその思いがあると思えます。

やはりその部分を含めて、おじかの整備については、これまでとは言わない部分があるかと思いますが、今後の方向性については、やはり行政だけで決めるのではなく、そしてまた委託業者のコンサル等を通じての設計ではなく、やはり市民全体の意見を聞く、そして、できることはできるで、市民等へ伝えていく、そのことが必要ではないかと思えます。

学校や関係者などの声を聞く必要があると思えますが、そのような手順を、どのように教育委員会が現在取っているのか、御答弁いただけますか。

- 社会教育課長(古本昭彦君) お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、自然体験学習の場は、今後も引き続き提供されなければならないと考えております。おじかは、市内の小中学生にとりまして、貴重な自然体験学習の場であり、おじかでの様々な活動を通じて、情緒や社会性を豊かにして、心身ともに健全な少年の育成を図るため、これからも必要な施設であると認識しております。

現在進めております策定業務に当たり、これまで市内の小中学校に対しましてアンケートを実施し、再整備に対する様々な御意見を伺っております。これらの意見を踏まえ、今後、おじかを宿泊学習施設として継続するため、既存の施設の改修方法、運営方法などを、受託業者による専門的な知見を基に現在作業を進めております。

今後、施設改修の方向性が決まりましたら、改めて、学校や関係者の方々からの御意見を伺いながら、計画の策定をしてまいりたいと考えております。

- 4番（阿部真一君） 今の答弁にあるように、行政の立場から言うと、ある一定の理解ができる答弁であります。答弁にもありました市内小中学校に対して、21校にアンケートを実施し、様々な意見を伺っているということで。

そのアンケートに関して、こちら側、個人の議員としても、議会としても開示することは難しいということで理解をしているのですが、やはり2年、おじかの休館からたった今、やはり市民、保護者、子どもの中でも、やっぱり、おじか、これからどうなるの、どういうふうな施設に変わっていくのというふうなお声を、いろいろな場所からお聞きいたします。

その上で市長、やはりこのおじかに対しては、我々小中学校のとき利用した施設であります。最終日にはちょっと溶けたムース、そして、野菜、ニンジン、玉ねぎ、カレーの、家庭で食べるカレーよりもおいしいカレーを食べ、そして、名残惜しくおじかを去っていった子ども時代を思い出します。

また、こういう施設にお父さん、お母さんで行きたいな、兄弟で行きたいな、また友だちで行きたいなという思いを寄せて、おじかを去っていった部分を子どもながらに覚えております。

今後、来期になるとは思うのですが、やはり様々な意見を聞き、できること、できないこと、胸襟を開いて、行政側は、このおじかの施設、教育施設として、やはり新しい未来を背負う子どもたちの育成の場、社会教育の場として、新たなスタートを切っていただきたいというふうに思っています。

その上で、この施設はやはり教育委員会のだけのものでもありませんし、やはり市民の、幅広く様々な意見を聞いて、できること、できないというのは、やはり長野市長の温泉の利用、活用の中でもそうです。市民の方は恐らく、できる部分に対しては様々な意見を言い、その中で行政ができないことに対しては理解を十分得られる施設であると思いますので。市民とともに、このおじかの施設を新しいリニューアルのスタートとして来期、切っていただきたいと思いますが、このおじかについて、市長のお考えを御答弁いただければありがたいと思います。

- 市長（長野恭紘君） お答えします。

おじかの「お」は、おはよう、こんにちは、明るい仲間、おじかの「じ」は、時間を守ろう、3分前だ、おじかの「か」は、片づけきちんと、より美しくと、これ別府市内の子どもたちみんな、私たちの世代も含めて言えることではないかというふうに思っていますし、今、議員言われるように、あの大自然の中で我々が様々な自然体験、社会教育体験をすることによって、別府市の子どもたちの精神・心身が鍛えられて、今の別府市があるというふうに私も思っております。

そういう意味では、おじかの存在というのは貴重なものでありますので。ただ、先ほど来より御答弁させていただいているように、土砂災害警戒区域に建物自体、宿泊棟の一部がかかっているというような危険な状態でもあって、使っていくということは、これは子どもたちにそういう体験を引き続きさせていくということは、これはもう私も当然それを前提とした上で、ただやっぱりお金というものは当然かかってくるわけなので、いい方法をどういうふうを選んで、考えて、そこを市民の皆さんに開示をした上で、どこまでのことが許されるのかと、どこまでのことをやるかということを決定して、引き続いて、おじかを活用して、子どもたちのために利活用していきたいという基本的な考えは、これは皆さんと同じくするところだというふうに思いますので、しっかりと議論をして、皆さん方にお示しをさせていただければというふうに思っているところでございます。

○4番（阿部真一君）では、来期になると思いますが、おじかについては、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、別府学についてということでお聞きしていきたいと思ひます。

これまで7年間、別府市が総合的な学習の中で導入し、取り組んできた別府学ですが、今までどのように取り組み、そして、どのような成果があったのか御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（利光聡典君）お答えをいたします。

別府学は、郷土別府に対する誇りや愛着を感じるための素地を培うとともに、自らまちづくりを担おうとする心を育むことを目的としているところでございます。試行期間を経て、平成30年度から、全学年で年間5時間以上実施することとし、総合的な学習の時間や各教科において、別府学学習資料等を活用し、学びを進めてまいりました。

令和3年度の年間平均実施時間は、小学校で14時間、中学校で12.8時間となっております。今年度実施いたしました、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒への意識調査の結果では、「学校で別府のことを学習して、別府のことをもっと知りたいと思ひましたか」の問いへの肯定的回答は79.9%、「別府のまちや地域のことがこれまでよりも好きになりましたか」の問いへの肯定的回答は84.3%、「別府をもっとよくしたいと思ひますか」の問いへの肯定的回答は92.8%であり、一定の成果を得ることができていると捉えているところでございます。

○4番（阿部真一君）アンケート結果では、肯定的な意見が多くを占めています。

この別府学という単語が、やはり地域のほう、学校、そして保護者、子どもたちにも、かなりこの7年間で浸透していつております。成果としても、各地域の取組でも、別府学を活用した取組をぜひやっていきたい。私もできる、私にもやらせてという地域の声も聞くことが最近多くございます。

その中で、学校現場である教職員を含めて、この別府学について、教職員の皆さんにどのように周知をして、また、どのように共有をしているのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（利光聡典君）お答えいたします。

各学校では、別府学を教育課程に位置づけますので、各学年に応じた年間計画を作成するとともに、教務主任や総合的な学習の時間担当教員を中核として取組の共有が行われているところでございます。

その過程の中で、市外から転入してきた教員についても、別府学の目的を理解し、具体的な指導、支援に入ることができているところでございます。

○4番（阿部真一君）教育委員会のほうでも、教職員に対して、ある程度の周知、そして、共有ができるように指導しているということでお答弁がありました。

やはり、導入当初は、別府学って何をするのというのは、教員側のほうからも、やはりよく理解が深まっていない部分があったのですが、7年たち、地域の方、そして、子どもたち、保護者とともに、この別府学という名前を真ん中にして、別府に対して郷土愛を育み、温泉を考え、歴史を考える部分で、大きなファクターになっているというふうにお考えしています。

その中で別府学の在り方については今教育現場の観点からお聞きしましたが、やはり教職員のものだけではなく、今後、やはり地域のほう、そういった地元の皆さんの別府に対する思いをこの別府学に、やはり詰めていつていただいて、教育の中、様々な地域の活動の中で、やはり取り組んでいつていただきたい、そのように考えております。

この総合的な学習の時間に導入してから7年たちますが、これまでの教育現場の経緯を踏まえ、今後の展望について御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（利光聡典君）お答えいたします。

これまでの各学校の実践から、別府学は地域に根差すことで、地域の特色、地域の方々とのつながりに基づき、進化していくものであると捉えているところでございます。そのためには、各学校の児童生徒及び教職員の中で完結するものではなく、地域との連携が不可欠であると考えます。

コミュニティ・スクールが別府学においても十分に機能し、地域と子どもの声を聞きながら発展していくことができるよう、各学校の取組の還流と地域への発信に努めていきたいと思っております。

- 4番（阿部真一君） それでは、この別府学というのをぜひ、また発展的に、取組を推進していただきたいというふうに思います。

それでは3項目の教員の働き方についてということで取り上げさせていただきます。

この部分に関しても、学校の集金等の公会計化、そして教員の勤務時間の問題等、いろんな面で、この議場でも様々な議員から御指摘があり、そして各新聞、マスコミ等でも、目に触れる、市民の方にも目に触れる問題であると思っております。

教員の働き方改革について、今、何が問題となっているのか。そして、別府市内の教員がどのような形でこの働き方改革に取り組んでいくべきなのか。まず、教育委員会としてのお考えをお聞かせ願えますか。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

教員の主な仕事は、授業と個々の児童生徒に寄り添い必要な支援を行うことと考えておりますが、研修や会議、行事の準備や調査及び教育委員会の報告等の諸事務、保護者対応や部活動指導に追われ多忙となることで、必要な教材研究が十分にできない状況になること等による超過勤務、そして、何よりも子どもと向き合う時間が十分に確保できない状況が生まれることが問題であるとして捉えているところでございます。

現在、令和4年1月に策定した別府市立学校業務改善計画第2期に基づき、働き方改革を進めていますが、具体的な取組といたしましては、各学校における業務改善計画の策定と実行、教職員研修、会議の見直し、部活動の在り方の見直し、学校への人的支援、公務支援システムによる業務の効率化、勤怠管理システムによる適正な勤務時間管理等でございます。

指標といたしました、1か月の時間外在校等時間80時間超過の教職員の割合は、平成29年6月時点では15.7%でしたが、令和3年度は2.3%、令和4年度1月時点では1.3%となり、改善はしているところでございます。令和6年度に0%となることを目標としているところでございます。

子どもと向き合う時間を確保するとともに、健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高めることができるように、働き方改革を進めていきたいと思っております。

- 4番（阿部真一君） まず、この働き方改革について、文科省からいろいろな指針、方針が示されております。その中で、やはり現場の教育委員会がすべき、教育委員会がこの教員の働き方についてどのように考えていくのか、やはり、別府市がしっかりと、まず考える必要があると思っております。

先ほど答弁ありました内容は、正直言うと文科省から下りてきた指針に対して、別府市の教育現場の教員の方の働き方改革に当てはめるといふ形が多々ございます。恐らく、教員の方もこういったことを改革していただきたい、こういったところを改善していただきたいというお声が、現役の教員の方のお声というのは、私はなかなか届かないところにいるのですが、OBの先生方からは、様々な意見をいただいております。その中で、別府市の教育委員会としてでき得ることを、もう少し踏み込んでしていただきたい。

学校現場の先生の多忙というのは、家に帰っても、子どもがランドセル、かばんから、教材、そして様々なテキストを見る上で、先生の仕事、どこまでこれ職員室でやって、先

ほど残業の時間がありましたけれども、家に持って帰っているいろいろな作業している部分もあるのだろうなというふうには、もう簡単に、容易に想像ができます。

テストの丸付けもそうですし、やはりテストの製作もそうですし、そういった中で、やはり様々な教員が声に出して言えない部分の働き方改革は、やはりあると思います。

その部分というのは、上の文科省から出た通達をそのままなぞるのではなくて、やはり別府市の教員の皆さんに合った働き方改革を進めていっていただきたいというふうに思います。

そこで教員の働き方改革で、やはりそういった支援につながる方法として、人的支援、そして指導の支援のほうで、教員のOBの知見、知識が必要であると私自身、個人的には考えておりますが、こういった方の、教員のOBの方の経験や知識というのを、市教委はどのように現状、対応していきたいと考えているのか御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

教員OBの知見は、市教委といたしましても必要不可欠であると捉えているところでございます。本年度の現状といたしましては、再任用制度により、32名が学年長や担任、養護教諭等の業務を行っており、教員の人材確保に向け、欠かせない存在となっております。

また、拠点校指導教員として3名が新採用教員19名に、授業力向上アドバイザー3名が経験年数の浅い教職員等27名に、授業や学級経営についての指導を行い、人材育成を行いました。

さらに、指導主事として3名が教育部にて業務を行っています。あわせて、産休、育休、病休等の職員の代替の講師として授業を行ったり、教育相談センター教育相談員や特別支援教育支援員等の別府市会計年度任用職員として、これまでの経験を生かしたりしているところでございます。

○4番（阿部真一君） やはり教職員の方の置かれている立場を考えていかないといけないのは、教育委員会だけではなく、我々保護者の立場であったり、そういった様々な教育に携わる人たちの意見というのが必要であると思います。

その中で、やはり一番は子どもと向き合う時間をしっかり確保していく、その子どもと教員が向き合う中で、教員の資質、やはり先生と言われる、何歳になっても恩師と呼ばれる存在であってほしいというふうに、教職員の方には思っている1人であります。

その中で先日、10月に、大分県の教員の採用試験の結果が出ております。その中で、やはり小学校の教員採用については応募者が少ない。また、その教員に対してのイメージがあまりよくない社会情勢の中で、そういった採用の結果が出たわけではありますが、この教員に対して、今からの子どもたちに、どういう立場で、先生として、子どもたちに当たっていくのか、そして、また地域の中に入っていき、保護者の皆さんに接していくのか、そういった知識の面、経験の面から、どのように新しい先生という道を歩む方々に、こうあってほしい、こうあるべきだという考えがあれば、教育長の意見をお聞きしたいと思っております。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

昨年の10月に、大分県教育委員会は公立教員の採用の結果を発表しました。その採用の倍率が過去最低というような状況がございまして、特に公立の小学校の採用につきましては、採用見込みが200人に対しまして、198名ということで定員割れをした状況です。158名が採用されたというような状況でございまして、非常に、教員離れが加速している状況で、大変深刻な状況でございます。

この現象につきましては、どうしても超過勤務のこと、あるいは多様な指導とか、そういう面が考えられると思いますが、一方、今議員さんもおっしゃられましたように、子ども

もたちの可能性を引き出す喜び、あるいは、先生に出会えてよかったと、そういうような言葉を耳にしたときに、その教職の重み、あるいは魅力を感じることもございます。

今後は、ぜひ教員の働き方改革を進めながら、県等に要望していきます。

また、本当に教師という魅力をもっと学校、あるいは教育の中で進めていながら、魅力のある、そしてまたやりがいのある仕事につながるようしっかりと教育を進めてまいりたいと考えております。

- 4番（阿部真一君） ぜひ、その部分に対して教育委員会だけでは難しい問題であると思えますし、我々教育の現場、小学校、中学校、親の立場から見た学校、先生の在り方というのを、やはりしっかり考えていかなければ、この問題は解決しないですし、教員の中での、組織の中でのやはり、教員というのはこうあるべきだという、また精神論にはなるかもしれませんが、その部分で、やはり教育長を先頭に、少し頭の片隅に今後の教員の応募の低下、質の低下というのも頭に入れておいていただきたいと思えます。

それでは、教育行政については終わります。

福祉行政についてお聞きしていきたいと思えます。

生活困窮者の対策ということで、今回フードバンク制度、フードバンク、フードドライブという言葉が昨今よくお聞きいたします。

その中で概要として、企業や団体から、そういった寄附を受けた食品を貯蔵して、食料を生活困窮者や貧困家庭、福祉施設、そして子ども食堂などに支援をしていく。必要としている人に、団体に寄与するボランティア活動であると認識しております。

そのため企業や個人に働きかけをし、消費期限が近くなった食材などを、商品価値が低くなった食品などを、こういった寄附を受け、そういった生活困窮者の方々や、そういった施設などに送り届ける、そういった取組であると認識しておりますが、これは、社会福祉協議会のほうが先頭になってやっている制度であります。管轄するのは、ひと・くらし支援課ではあると思えますが、そういった中で、別府市はこの取組、制度として、どのように捉えているのか、御答弁いただけますか。

- ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

別府市では、フードバンク事業は、食糧支援や災害時支援とフードロス削減の使命があるものと考えております。

別府市では、フードバンク事業は行っておりませんが、生活困窮者など課題解決に非常に重要な事業と捉えておりますので、今後も既存のフードバンク事業実施団体のフードバンクおおいの実施主体、大分県社協や別府市社会福祉協議会が常時実施している企業、団体、個人から提供を受けるフードドライブ、フードパントリー事業を見据えながら、有効に活用していきたいと考えております。

- 4番（阿部真一君） では具体的に、この別府市社会福祉協議会が取り組んでいる内容を御答弁いただけますか。

- ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

別府市社会福祉協議会は、独自の事業として、子ども食堂をはじめ、児童養護施設、母子生活支援施設などの福祉施設や、食糧支援が必要なひとり親家庭に対し、定期的に食糧支援を実施しているほか、生活困窮者に対しても必要な食糧支援を定期的に行っております。支援する食材等については、企業や団体、個人からの寄附や寄附金等で賄っていることです。

保管場所等の課題もあり、別府市社会福祉協議会では、フードバンクというよりも、フードドライブ、フードパントリーが中心になると思われま。

- 4番（阿部真一君） この通告でいうと、フードバンクということで私、通告をさせていただいたのですが、別府市の社会福祉協議会で取り組んでいる制度としては、フードドラ

イブ、フードパントリーということで政策を実施しているということでございました。

この部分、片仮名で横文字でございますので、このフードドライブ、どのようなものなのか、簡単に御説明いただけたらありがたいと思います。御答弁をお願いします。

○ひと・暮らし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、個人、団体、企業から食品等を寄附していただく活動で、集めた食糧等が、子ども食堂をはじめ、児童養護施設、母子生活支援施設などの福祉施設や生活困窮者などにお渡ししていますが、あわせて、フードパントリーの取組として、集めた食品や生活用品などを定期的に無料配布する活動を実施しています。

○4番（阿部真一君） フードドライブというのは、こういった食材、食品が欲しい人が、自らの足で来ていただく。フードパントリーに関しては、そういった集めた食品を定期的に無料で配布する事業ということで理解をしました。

その中で、実際の別府市社会福祉協議会が実施している食品支援、対象者の範囲と実際の提供先、そして、その実数について御答弁いただけますか。

○ひと・暮らし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

令和4年度では、子ども食堂や地域食堂、フリースクール及び児童養護施設3施設、母子生活支援施設2施設、合計17団体及び5施設へ65回の食糧支援を実施したほか、別府市からの要請により、ウクライナの方々10世帯24人への食糧等の支援のほか、事前に登録された、ひとり親家庭110世帯に、7月より2か月に1回の支援、計5回実施。さらに、12月中には、生活に困窮している方々を対象にフードパントリーを実施し、お米や生活用品を140人に対し、臨時支援を行っております。

○4番（阿部真一君） まだ、この制度として始まったばかりでございますし、まだまだ手探りの面があるかと思えます。今のところ、集まった食材に対して、基本的には受け身状態、お届けに上がるというところまでは、まだ今後の課題、検討事案ではあるかと思うのですが、そこまで実際としては行きわたってない。ただ実際に、こういった生活困窮者の方っていうのは、一日一日、日々がそういった困窮の場面に押し寄せているというのは想像に容易でございます。

その中でやはり、今後、こういったフードパントリー、フードドライブ、いろいろな部分で言葉が、別府市もイオンさんと提携をしまして、そういった食材の確保に関しては協定を結んでいる部分があります。別府市ではありませんね、社会福祉協議会とイオンのほうで結んだ協定が去年ございました。

その中でやはり、日々、こういった生活困窮者の方、高齢者の方に対して、食品支援を行っている民間業態、民間企業というのは様々あります。その中でやはり社会福祉協議会がこの制度を遂行するに当たって、やはりそういった手の行き届かない方々、目の行き届かない方々に、待ちの状態ではなく、やはりお届けに上がるまで、制度として拡充していく必要が、この別府市の高齢化社会とで貧困の部分を勘案すると必要でありますし、この制度に関しては可能性を持った制度であると思っております。

それでは、この食品の流通コスト、事務的経費負担は、事業実施をしております社会福祉協議会としては、恐らく、大きな負担、コストになっていることが考えられます。実質的に、実施法人である社会福祉協議会のほうが、どのように各施設、別府市の個別の生活困窮者の方へ、その元へお届けしている手段はどのように行っているのか。そして今後、この活動を支えていくために、別府市として必要なことは何なのか、御答弁いただけますか。

○ひと・暮らし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

フードバンクの取組は、生活に困窮している方や支援を必要としている団体に食糧を提供するという、社会的、福祉的な面から大変重要な取組と認識しております。一方、この

取組は、NPO法人や団体、企業や個人がフードロス削減対策も兼ねて行っており、寄附者の善意により成立しているものです。

各施設においては、個別に連絡し、施設にお届けしたり、取りに来ていただいたりしております。また、ひとり親家庭を対象に、ぬくもりセット定期便事業として、申込みがあった家庭に対しても取りに来ていただいております。また、今後の生活に不安を抱える方も多くなり、食料支援が必要な場合が想定されますが、生活に不安のある方は、相談内容に応じ、食料支援も行っていると聞いております。

この仕組みを効果的に、よりよくするためには、人的要因、運営経費、物資の保管、運送方法など課題があると認識しており、今後、この取組がしっかりと定着するように、行政としてどのような支援ができるか、別府市社会福祉協議会とも協議してまいりたいと思います。

○4番（阿部真一君）現状であれば、今回質問を取り上げて、担当課のほうも社会福祉協議会といろいろ協議がなされた部分があるかと思えます。

やはり今の答弁の中でいうと、やはりまだ生活困窮されている方の気持ちと日々過ごしている、そういった経済状況の難しさっていうのを、やはり改めてもう一度、感じていただきたい。そういった方々というのは、やはり声を出しにくい、そして行政窓口にも、そういった声を届けにくい方が多いのが実態でございます。

やはりそういった実態を把握するに当たって、日頃から活動されている民生委員の方や民間のそういった高齢者の方への配布事業を、営利目的とされている業態も多ございますので、その辺はやはり先々、調査研究していただいて、やはり声なき声のところの人に、こういった制度、フードドライブ、フードパントリーの制度をお伝えして、自らの足でお届けいただけるようお願いしたいと思えます。

それでは次に、住居問題についてお聞きしたいと思います。

この部分、せんだっての議員のほうからの質疑もあった部分ではありますが、今回ちょっと私の視点からして、生活困窮者の方に対して、そして高齢者、子育て世代、障害がある方、住居を探して困っている人が、市役所の福祉関連の窓口で相談に行かれている方も多いかと思えます。

現状と、市営住宅の窓口とどのような連携を各課が取っているのか、御答弁いただけますか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺裕君）お答えします。

住宅確保の要配慮者の住宅探しのサポートにつきましては、大分県とともに、ガイドブック等について、市営住宅も含めた御案内を行い、居住の支援を行っているところであります。

また、市の福祉部門では、生活困窮者支援として、住居確保給付金の支給、そして、在宅高齢者や在宅重度障がい者の方々への住宅改造費の一部助成や、子育て世帯は3世代同居のリフォームの一部助成などを行っております。

また、市営住宅の担当課等の窓口にも、車椅子の御利用の方や、手話が必要な方などが御相談に来られた場合など、必要に応じ連携し、対応を行っている状況です。

○4番（阿部真一君）聞き取りの中でもありましたが、福祉関係の各課の窓口においては、そういった住居の御相談に来られた方には適切に対応しているということで、それから、そういった方々が施設整備課の公団の窓口にお移りいただいて、住居の、市営住宅の申込みの御相談をします。

私たちがよくお声を聞くのが、その前段の話で、やはり状況的に、経済的に苦しい、体調もあまりよくない。そういった方が市営住宅に入りたいと言った場合でも、やはり、最終的には公団の窓口に行って、申込み状況、そして市営住宅の空きがある、開示がある部

分の申込みということで手続をされておると思います。

昨今、国のほうでも、ある党の中で、こういった市営住宅の利活用を進めていくべきではないかということで議論がされております。その中で、やはり、今回福祉関係の部分に関しては、市役所の対応が非常によく、綿密に連携を取っているということで、ある程度認識しておりますので、その部分に関しては、相談があったら、やはり対応を、部が違う、課が違うとかではなく、親身になって相談に乗っていただきたいと思っております。

今回、若い方、特に単身世帯に関してはこの入居条件というのは、今入居ができない条件になっております。また所得条件としては、15万8,000円があるということで市のほうの条例に規定されております。

この部分の法的なハードルがある部分があると思うので、これから議論させていただく部分で、やはりこの公団の市営住宅の建て替えや立地条件においては、やはり市のほうも財源的には公共マネジメントの中で、かなり厳しい財政の面の負担に今後なっていくことでもあります。

その中で、やはり若い方や単身世帯、そして新婚子育て世帯も、経済的に支援をしていく部分で、この市営住宅を活用できないかということで個人的には思っていますが、その辺の見解について御答弁をお願いいたします。

○施設整備課長（若杉圭介君） お答えいたします。

市営住宅では、一般的な所得基準などの入居要件のほかに、部屋ごとに、家族用、単身者用、高齢者用、障がい者用、大家族用として入居要件を定めて、多くの入居者に住宅を提供できるようにしているところでもあります。しかし、子育て世帯用としている住宅は現在ありません。そのため、若年者や子育て世帯については、家族用として募集している住宅に応募し、入居していただくこととなります。

○4番（阿部真一君） 実際のところ、若い人やそういった子育て世帯の方は、市営住宅の申込み状況、そして、そういった若い世帯の方に対しての市営住宅の募集の状況の広報、お知らせはどのように行っているのか、あわせて御答弁をお願いいたします。

○施設整備課長（若杉圭介君） お答えいたします。

35歳以下の入居申込者というのは、かなり少ないのが現状でございます。昨年度新築した亀川住宅の募集の際におきましても、あまり変わりがない状況でございます。

募集に関しましては、市役所及び各出張所の窓口のほか、市報、ホームページ、ケーブルテレビで広報していますが、さらに分かりやすい広報に努めていきたいと思っております。

○4番（阿部真一君） 国土交通省によると、公団の住宅は、やはり憲法第25条が保障する健康で文化的な生活を営むためということで、困窮する低所得者に安く貸すことを前提としております。国の基準の原則では、先ほどありました世帯収入が月額15万8,000円以下という収入要件がございます。その中で全国的にも、およそ214万戸公団があつて、20万戸ほどが空き家で、残りはやはり補修や建て替えが必要であるというふうに試算をしております。

別府市の方でも、やはりこの財源の在り方というのは今後、国がしっかり、こういったメニューの中で、建て替えを保障する、または、そのバリアフリーやエレベーターの設置など、そういった流れができてきたときに、やはりそういったのを瞬時にキャッチしていただいて、こういった若年層、そして単身世帯、若い方が入居できるような在り方をぜひ検討していただきたいと思っておりますので、この辺はまた議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、福祉の最後に、障がいのある方の生活環境についてということで、お聞きしていきたいと思っております。

本市において、障がいがある方、当事者の方が地域生活を送る上で、やはりお店などの

店員の皆さん、そういった意思疎通に困難を感じる場面もあるかと思います。民間の中では、そういった店舗の中での意思疎通をサポートする取組をしています。いわゆる指差しシートなるものでございますが、市内のほうのこういった事業所において、民間のほうの状況がどのようになっているのか、まずは御答弁いただけますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

大分県と大分県聴覚障害者協会により作成されています、指差しコミュニケーションボードが各種生活の場面に合わせ、現在 12 パターン用意されております。この指差しコミュニケーションボードの活用を庁内各課に周知し、さらに、各課より関係諸団体への周知も依頼しております。

○4 番（阿部真一君） この意思疎通の重要性は、法にも示されております。やはり、視覚、聴覚、いろいろな障がいがございますが、そういった障がいがある方が日常生活を送るために非常に有効である手段であると考えております。

本市も令和 2 年 7 月 1 日に、手話言語条例を施行しております。手話の普及に関して、どのような取組を行っているのか御答弁いただけますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えします。

手話言語条例施行後、令和 3 年度に、障害福祉課窓口における手話通訳者の全日配置、従来の手話基本講座修了者向けにステップアップ講座の開設、令和 4 年度には、手話ステップアップ講座修了者向けに、上級講座の開設、小中学校の児童生徒向けに、手話理解講座を実施し、言語体系としての手話そのものの社会的認知と普及を図っております。

○4 番（阿部真一君） 別府市の方は取組としては先進的に取り組んでいただいている別府市の施策でございます。6 月 8 日から 11 日にわたって、第 71 回全国ろうあ者大会 in 大分が開催される予定となっております。

この大会、昭和 28 年、およそ 70 年ほど前に、この別府市の別府公会堂で第 4 回大会が開会されて、実に 70 年ぶりに、この全国大会が大分市、別府市で行われます。特に最終日となる 6 月 11 日は、ビーコンプラザにおいて、大会の式典が催されます。昨年は広島大会が実施され、全国からは 2,000 人を超える方々が一堂に会す会となっております。

昨今の新型コロナの感染拡大において、こういった大会、集会が縮小される部分もありましたが、6 月には、この大分県大分市・別府市で開催されるということは非常に喜ばしいことであると考えております。

この大会に参加される皆様は、やはり障がいがある方が多ございます。その部分で、別府市には多くの宿泊施設、多くの飲食業、そして様々な施設がございます。その部分で、この大会に対して、やはり別府市はそういった関係団体に、実行委員会を通して、やはり協力と働きかけをしていただいで、そういった方々が、障がいがある方が、また別府市に来てみたい、こういった場所で大会をしたいという思いを持って大会の運営に当たっていただきたいと思いますが、この協力体制に対しては、現在どのように考えているのか、御答弁いただけますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

本大会の開催に伴います開催補助金を支出いたしますとともに、大会出席者の利用が予想されます宿泊、観光業事業者に向けた手話促進事業を行い、大会参加者と事業者との円滑なコミュニケーション支援となる事業を実施予定です。

また、大分県の県聴覚障害者協会と協議中ではございますが、大規模イベントでの集客力を利用した、市内 B 型就労支援事業所による大会会場の販売ブース出店、手話通訳者の輩出を目指し例年開催しております、手話 3 講座の受講者に対しまして、販売ブースでの手話通訳等を行うことにより、意思疎通の実践の場の提供を考えております。

○4 番（阿部真一君） 別府市の動線としては、恐らく別府駅か国道 10 号の交通センター、

バスの発着場所を介してでの会場への移動となると思います。またビーコンプラザの駐車場も、そういった大会に対して寛容に利用をさせていただきたいと思ひますし、町を挙げて、こういった先ほどのコミュニケーションの一つではありませんが、そういった部分で、ホテル、飲食業、様々な業種の業態に、こういった一つの部分で迎え入れをできる準備をしていただきたい、その部分を別府市からもぜひ強く要請していただきたいと思ひますので、大会の成功に向けて、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に消防の部分についてお聞ひします。

1月に、久しぶりに出初め式が開会され、ここでも女性分団の活動等、消防出初め式のラッパ隊の演奏をはじめ、火災予防運動期間中における野外の啓発活動など、本市において消防団は様々な火災予防活動に貢献しております。

熊本地震や、様々な台風、大災害などが発生した場合、基本的には御自宅で皆さん、消防団の皆さんは生活をしておりますが、多くの場面で、消防団の労力、活動力というのが、地域の中で発揮されております。

防災の中でいうと、そういった避難所の運営ではなく、その様々な現場対応において、この消防団に対して、今後、防災面、特に高齢者や生活弱者、障がいがある方に対する防災に関するアプローチ、そういった労力というのが、かなりウエートを占めてくると思ひますが、その辺に関して、消防本部のほうはどのようにお考えであるか、御答弁ください。

○消防本部次長兼庶務課長（永路尚道君） お答ひします。

消防団におかれましては、おのおの仕事を持ちながら、昼夜を問わず、消防の任務目的を遂行し、市民や観光客の皆様へ、安心・安全を提供していただいております。

また、平成25年に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在であると明記され、消防団は、地域のコミュニティーを形成する上では必要不可欠な存在であることは間違いありません。

今後も、消防本部はますます連携強化に尽力し、市全体に向けた、防火も含めた防災体制強化に努めてまいります。

○4番（阿部真一君） この消防団組織に関しては、今後、様々な面ででき得る可能性というのが多くあると思ひます。災害の中では、火災が起きたら、もう火を消しに行くのが一番の消防団の活動の根本であります。平常時でも、こういった福祉観点から見ても、インクルーシブ防災、別府市が進めておりますが、障がいがある方、高齢者の方に対しても、そういった、いざ現場で労力を課すときに、やはり消防団の結束力、縦の組織の命令力というのは、非常に力を発揮する部分であると思ひます。

また国のほうも、そういった武力攻撃等の有事においても、やはり武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第62条に、消防団も避難住民の誘導を実施しなければならないということでもあります。

やはり防災の面においても、今後、福祉防災と呼んでいいのかわかりませんが、そういった部分で消防団の担う力というのは必要であると思ひますが、その辺は消防本部はどのような御見解をお持ちなのか、御答弁ください。

○消防本部次長兼庶務課長（永路尚道君） お答ひします。

避難所での支援につきましては、今後、関係各課と協議してまいります。また、別府市国民保護計画、別府市地域防災計画に沿った対応を十分消防団に今後周知できるよう努めます。

○4番（阿部真一君） ぜひ幅広い活動の中で、消防のほう、また福祉の部分も併せて、やっていただきたいと思います。

2期目最後の質問になりました。

退職される部長をはじめ、いろいろな部分で私とかんかんがくがくの議論を重ねていただいて、市民の皆見えないところではございますが、いろんな経験知識を育てていただきました。また今後、先々、別府市においても活躍されることを期待しておりますし、私もまた、この場に戻ってきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

それでは、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○9番（三重忠昭君） 市民クラブの三重忠明です。それでは、よろしく申し上げます。

早速質問に入ります。まず最初に、教育行政について、教員不足の問題についてから質問に入らせていただきます。

今全国的にも学校の先生が足りない、新学期が始まって先生がいなかった問題が大きく取り上げられています。その理由については後で触れますが、まずは、別府市において、ここ3か年における年度当初と年度末の教職員の未配置状況をお答えください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

令和2年度当初は、小学校2名、中学校9名です。年度末は小学校1名、中学校7名でした。令和3年度当初は、小学校1名、中学校2名です。年度末は小学校2名、中学校1名でした。令和4年度当初は、小学校1名、中学校2名でした。年度末は小学校4名、中学校はありません。

○9番（三重忠昭君） この実態を、別府市教育委員会としてはどのように捉えているのかをお答えください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

ここ数年は、年度当初の教員の未配置が減少していますが、年度途中の産休者、病休者等に対して、代替の臨時講師を県が配置できていない状況があります。それにより、学校の教育課題解決のための取組や、教育課程の進捗に影響を及ぼすこともありますので、未配置の状況が続かないように県に要望しているところでございます。

○9番（三重忠昭君） これだけの数の先生が未配置のまま新学期をスタートして、そして結果的に足りないまま1年を終わるケースが実際に起きているということです。

そして、その影響は当然、子どもや生徒の学習にも影響を与えているわけです。

例えば、それは子どもだけでなく、例えば専科の先生が担任になったり、それから教頭先生も授業を行ったりと、教職員の負担にもつながっているわけです。

もう、その原因については、もう以前からも何度となく、この議会でも取り上げていますが、やはり教職員の長時間労働であったり多忙な実態から、学校現場がブラック職場とも言われ、そういったことから、教員を目指す若者等が減少しているということがあります。

実際にこの大分県でも、先ほど教育長さんのほうも答弁の中で触れられておりましたけれども、新年度の教員採用予定者数を下回るという、定員割れというものも起きています。

また、それとは別に、この大分県においては、新採用からおおむね10年以内に、3つの人事地域を勤務するというその特殊な人事異動ルールによって、採用者が居住地から勤務地まで遠く、育児に負担が大きい、それから人生設計が立てにくいという、そういったことによって、実際ほかの県に人材が流出するような要因につながっています。この見直しに向けた意見書は、別府市議会の昨年9月の議会で採択をされました。

そのことについては後ほど質問いたしますが、こういった教員の不足問題に対して、別

府市として、県の教育委員会に対してどのような要望、それから意見を上げているのかを答弁をお願いします。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

教員未配置の解消として、臨時講師等は県が配置しますが、臨時講師等を希望される方にはフルタイムで勤務できる方や、短時間であれば勤務できる方など様々です。臨時講師等の希望に合わせた配置ができるように、市町村教育委員会教職員人事担当課長会議や市町村教育長協議会において柔軟な対応を県に要望しております。

○9番（三重忠昭君） 現状を踏まえて、実際に要望を上げていただいているということは本当ありがたいことだと思うのですが、ただ実際には毎年、先生が足りていない状況が続いているわけであります。根本的なその解決策につながっていない現状というものがあるわけですね。

この問題は、これからさらに大きくなる、厳しくなるということも予想されています。採用者の、先ほど定員割れが起きているというふうに申しあげましたけれども、その一方で、団塊世代のその大量退職によって、若い層を含めたその採用の増加、これによって今後また育休、それから産休等も増えていくわけですね。そうなったときに、また、そこで人が足りないという、いわゆる負のスパイラルに陥っている状況が考えられるわけです。

やはりこれまでとは違う施策が必要になっているというふうに考えていますので、ぜひとも、県に対して今後も引き続き、改善策、それから何かまた別の方法も、しっかりと検討しながら、強く求めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入りますけれども、その改善すべき一つとして、先ほど挙げさせていただきましたが、令和4年第3回定例会において、教職員が保護者や地域とつながり、地域に根差した学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書、先ほどのいわゆる広域人事ルールについて、この意見書については全会一致で採択し、県に提出をしましたが、この意見書採択を受けて、県の動向について聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

県教育委員会は、10月18日に開催された総合教育会議において、知事からの教員の負担感を軽減し、魅力的な採用制度や職場環境をつくってほしいとの要望を受け、広域人事異動制度についての見直しを検討することとし、令和5年1月25日に開催された市町村教育長会議において議論しております。

○9番（三重忠昭君） 知事のほうからもそういう要望が出たということで。それでは実際に、どのような協議がその中で行われたのかをお答えください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

市町村教育長会議の検討資料として、各市町村教育委員会に教員の広域人事異動制度に係るアンケートを実施しております。その中で、広域人事異動制度の必要性や、新採用からおおむね10年以内に3つ以上の人事地域を勤務する期間や地域などについて協議しております。

○9番（三重忠昭君） 県の方から、別府市の教育委員会に対してはアンケートが届いたということですが、そのアンケートをまた県の方に戻すときに、その前段で、実際にその対象者から困りの声や、そういったものを聞く場を設けたのか、どういう対応をされてきたのか。そして、その声を県教委に上げていったのかをお聞かせください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

職員調書や校長先生方へのヒアリングを通して、長距離勤務による心身の疲弊や保育園の送迎等の難しさなど、広域人事異動対象者の実情を県に伝えております。

○9番（三重忠昭君） この移動ルールについては、ようやくその見直しに向けた、やっと今スタートラインに立ったというふうに私は思っています。

何度も重ねて言いますが、この異動ルールとか、先ほどの教員不足の問題、子どもや生徒にとっては先生がころころ変わるといような、子どもたちの学ぶ権利、それから学習にも本当に悪影響を及ぼしていると思います。

そして、以前からも言っている、その教職員の労働環境の改善も本当に待たなしの急務であります。

これから、県からのその対応待ちだけではなくて、ぜひ別府市としても、改善できることは早急に、とにかく対応していただきたいと思ひますし、これからはしっかりと県と協議をしながら、声を上げていただきたい、そのように思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の保育所、それから幼稚園の人の配置についての質問に入ります。

これについては、後で子育て支援課にも同様の質問いたしますが、まず、別府市も4月からこども部が立ち上がって、子どもたちへの施策を切れ目なく社会の真ん中に据えて、こどもまんなか社会の実現に向け動き出していくということでもあります。

昨日も、日名子議員の質問に対して、長野市長の方からも答弁がありましたけれども、若干重なる部分ありますけれども、別府市教育委員会の考える、このこどもまんなか社会とはどのようなものか聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

こどもまんなか社会を実現する上で、園児・児童・生徒一人一人が自分らしく健やかに安心して園や学校生活を過ごせるようにする政策が必要であると捉えています。

その上で、自立した園児・児童・生徒を育ていけるように、園児にとっては、主体的な活動が確保される取組、児童・生徒にとっては、主体的・対話的で深い学びが確保される取組ができるよう、幼稚園、小中学校を支援することと捉えております。

○9番（三重忠昭君） 分かりました。ありがとうございます。

今答弁された教育委員会の考えるこどもまんなか社会、その考えを踏まえて、次の質問に移りますけれども、ここで公立幼稚園についての質問になりますが、現在の公立幼稚園の正規職員、正規教職員、教員、それから、臨時講師の配置状況がどのようになっているのかお聞かせください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

正規教員は、再任用を含め、市内14園に18名配置しております。臨時講師については、27名を配置しております。

○9番（三重忠昭君） 正規教員よりも臨時講師の数が上回っているという状況です。園の運営に関しては、正規教員の責任は大変大きいものと思われまますし、臨時講師の方々も正規教員と同じように頑張ってくれています。子どもを前にしたら、正規も臨時も子どもには関係ないわけでありまます。

ただ、やはり子どもの教育や、安心安全な環境を考えたとき、また業務を行う上での責任や働く人のモチベーション、さらには、教育の継承であったり、人材育成の観点から、この状況がよいとは私は思っておりませんし、別府市教育委員会も恐らく同じ思いを持っているというふうに私は思っております。

まして、これからこのこどもまんなか社会の実現に向けて、これまで以上に子どもたちにとって最善の利益は何かということを考えたときに、やはり子どもたち一人一人にきめ細かな対応を可能にする少人数学級であったり、今別府市は1学級30人ということになっていますかね。その数を場合によっては減らしていく、いわゆる少人数学級、さらなる少人数学級を進めていくとか、それから、その教職員の正規採用を考える必要があるというふうに私は考えていますが、どのように考えているのか見解を聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

別府市就学前の子どもに関する教育等協議会報告書を基に、教員の配置基準を含め、就学前教育・保育振興プログラム及び就学前教育保育ビジョンを策定する中で検討していきたいと考えております。

- 9番（三重忠昭君） ぜひとも、これは本当、前向きな検討をお願いしていきたいと思えますし、また私もこれから、今後この動向はしっかりと見ていきたいなというふうに思っています。

また、この後、子育て支援課のほうに同様の質問をしますが、そのときに、併せて自分の考えをまとめて述べさせていただきたいというふうに思っています。

それでは、続いて子育て支援課にも質問いたしますが、先ほど申し上げた、教育委員会にも同様の質問しましたが、すみません、本当、昨日の市長の答弁と重なりますけれども、別府市が実現しようとしているこどもまんなか社会について、子育て支援課としてはどのように考えているのか、答弁をお願いします。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

こどもまんなか社会とは、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えることでございます。全ての子どもがその命を守られ、自分らしく健やかに安心して過ごせるように、子どもや子育てをしている人の目線で子どもの権利を大切にするなど、常に子どもに最もよいことは何かを考えていこうというものでございます。

それは過保護ということではなく、子どもが保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく主体であることを認識し、子どもの最善の利益を実現しながら自立した子どもを育む社会のことです。

- 9番（三重忠昭君） ありがとうございます。子どもにとって最もよいことは何かを考えていこうということ。そして、その最善の利益を実現に向けてということで、もうまさしくもう、私も全く同じ気持ちであります。

そこで、それをまた前提としての質問になりますけれども、ここでは市内の公立保育所について質問をしたいと思えます。

ここ最近、残念ながら、あつてはなりません、立て続けに保育園での事故等が全国各地で起こってしまいましたが、この保育士の配置基準、この事故が起きるたびにここに焦点が当てられるわけですが、別府市の公立保育所においては、この保育士の数はこの国の基準を満たしているのか、どうなのかを、答弁をお願いします。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

保育士の配置基準でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項に、0歳児おおむね3人につき1人以上、1歳児から2歳児、おおむね6人につき1人以上、3歳児、おおむね20人につき1人以上、4歳児から5歳児、おおむね30人につき1人以上の保育士を配置しなければならないというふうに規定されております。

市内3か所あります公立保育所につきましては、いずれもこの基準を満たす保育士を正規職員及び会計年度任用職員により配置しております。

また、この配置基準でございますが、昭和23年制定時から時代の要請に基づき見直されておるところでございます。

- 9番（三重忠昭君） 別府市では、基準を満たす保育士を配置できているということですが、ただ聞いたところによると、この公立保育所でも、先ほどの公立幼稚園同様に正規職員の数よりも会計年度任用職員の保育士さんの方が多いと。そういう方々によって、その保育所の運営が支えられているという現状があるというふうに聞いています。

このことについて、子育て支援課としてはどのように捉えているのかお聞かせください。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

本来は全ての保育士を正規職員で配置することが望ましいことではございますが、少子

化が進む状況の中で、公立保育所の保育士を全て正規職員とすることは、将来的に配置基準を大幅に上回ることが予想されるため、会計年度任用職員を採用することはやむを得ないと思いますが、正規職員と会計年度任用職員の比率のバランスなどを十分検討する必要がありますと考えております。

- 9番（三重忠昭君） この保育士の配置基準については、先ほど答弁にもありましたけれども昭和23年、戦後間もない頃から変わっていないというふうに聞いております。何か事故が起こるたびに、その部分がクローズアップされて、この配置基準に問題があるというふうによく言われるのです。

2015年に子ども・子育て支援新制度がスタートして、その配置基準の見直しも実際、動きがあったのですが、そのとき、待機児童の解消が非常に大きな問題となっていて、そこに焦点が当てられた。そして、そのため、園児の定員を上回る受入れを促して、むしろその基準を緩める方向の政策になっていたわけであります。

そして、その後には幼児教育、それから保育の無償化が進められ、配置基準の見直しに必要な予算等も、そういった部分に予算が取られていってしまったという経緯があるわけです。

つまりどういうことかといいますと、子どもよりもどちらかというよりはやはりその保護者にとって分かりやすい政策が優先されてきたのではないかなというふうに私は感じるわけです。

ただ、やはりここで改めて考えないといけないのは、子どもにとって本当に何が大事かという観点ですね。これがもっと必要で、そういう意味では、この配置基準など、保育の質を上げていくためにも、この別府市独自の配置基準の検討も必要ではないかと考えていますが、子育て支援課の見解を聞かせてください。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

保育士の配置基準につきましては、国からの運営費負担金の基礎にもなっておりますので、市が独自に配置基準を見直し、保育士の配置を行った場合、市内の保育所全体の保育士の配置に影響が及びますので、市の財政負担が相当に増加することが予想されます。

質の高い保育の提供、保育士の働き方改革など、将来を見据えた保育行政を保障するため、まずは公立保育所の保育士の配置からの見直しをという御指摘でございますが、そのためには、保育士を増やすことで、具体的にどのような効果が期待されるのかを明らかにし、市内の保育園の保育の現状を把握した上で、保育士の適正な配置について慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

- 9番（三重忠昭君） こどもまんなか社会の考え方にもあった、全ての子どもがその命を守られて自分らしく、そして健やかに安心して過ごせる、そういった環境につなげていくためにはやはり1人の子どもに対してできるだけ多くの大人が関わるのが、子どもたちにとって大きな利益をもたらす、最善の利益をもたらすというふうに私は思っています。

ですから、別府市としても、その効果を明確にする必要があるというなら、私はそういったところでは臨時の職員を入れて、実際に保育所や幼稚園で保育や教育に当たってみれば、それがはっきりするというふうに思っていますし、実際にもう他市ではもうそういう成果が出ているという実績もあるわけです。ぜひ、別府市でも、試験的でもいいですから、実際にやってみていただきたいというふうに思います。

それと最後になりますけれども、これは先ほどの幼稚園の職員の件も同様ですが、現状、正規の職員より臨時の方が多という実態、これやっぱり見直していかなければいけないなというふうに思っています。

予算や今後の子どもの数といったことも大きな理由を占めているのだらうと思いますが、やはり子どもたちにとっての視点と一緒に考えなければならないのは、人を育てるそ

の現場で働いている人たち、その人たちの視点にも立って考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

例えば、今少子化対策が言われています。結婚や出産は、個人の意思を尊重し、決して押しつけられるものではないという大前提がありますが、しかし、それを望む、それから望めるようにするためには、やはり、そこには安定した雇用であったり、そして、これはまた別の問題でありますけれども、就職氷河期世代の支援策といったものも今言われていますが、そういった意味では長年、臨時で頑張っている方々への対応など、今まさに問われている問題だというふうに私は思っています。

ただ、やみくもに、全て正規職員の採用とは無責任なことは私言うつもりはありませんけれども、そここのところもしっかりと踏まえて、真剣に考えるべき時に来ているというふうに思っています。

とりわけこういう公務職場は民間のモデルケースとなる、その旗振り役でもあるというふうに思っていますので、ぜひ公の責務、そのことも含めて、しっかりと考えていただきたい、そのことを強くお願いしてこの教育行政、それから子育て支援に対する質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次の温泉の免疫力効果についての質問に入ります。

この質問に関しては、もう大きく3点になりますけれども、まずは、別府市が九州大学都市研究センター及び別府市旅館ホテル組合連合会との包括連携協定の下、温泉に一定期間入ることで健康効果にどう影響するかというものを測定する実証実験をされました。その結果についての説明をお願いします。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

昨年の別府ONSENアカデミア2022で発表いたしました実証実験では、男女127人に泉質の異なる温泉に1週間入浴してもらい、腸内細菌叢の遺伝子情報を解析するゲノム解析技術を用いて健康効果を測定いたしました。

参加者が入浴した5種類の温泉の泉質である塩化物泉・単純温泉・炭酸水素塩泉・硫黄泉・硫酸塩泉について、男女別、年代別に分けて、腸内細菌叢に変化が生じることによる疾病リスクの平均値を分析いたしました。

その結果でございますが、男性が、単純温泉で過敏性腸症候群、炭酸水素塩泉で前立腺がん、硫黄泉で低体重、一方、女性が、単純温泉で肥満、塩化物泉でⅡ型糖尿病、炭酸水素塩泉で大腸がん、泉質別、男女別で異なる疾病リスクの減少が見受けられました。

さらに、腸内細菌叢の各細菌の占有率の変化が疾病リスク増減の要因とされており、人によって腸内における各種細菌の出現率と占有率が大きく異なるため、参加者の腸内で上位20件の占有率を持つ腸内細菌を対象に分析を行いました。

その結果でございますが、男性が炭酸水素塩泉でビフィズス菌、女性が単純温泉で腸内細菌で免疫に関与しますコプロコッカス、50歳未満の女性が塩化物泉で、こちらが疾病予防に関わりますフィーカリバクテリウムという、統計的に有意な腸内細菌の占有率の増加が見受けられました。

今回の実証実験で、温泉入浴によって疾病リスクと免疫力に関わる腸内細菌叢に変化が生じることが証明されたところでございます。

○9番（三重忠昭君） ありがとうございます。説明ありがとうございます。

そもそもこの温泉、それから温泉だけではなくて、やっぱりお風呂に入るというだけで、私もそうですけれども、多くの方がやっぱりリラックスができる、気分転換やそれから精神的効果が得られるというふうに思っています。

その温泉が、体のこの免疫力向上や疾病のリスクの軽減につながる、そういったことが期待ができるということで、それを医学的效果を検証して、データとして見える化してい

くことは大変素晴らしいことだなというふうに私は感じています。

また、ONSENアカデミアでは、株式会社バスクリンつくば研究所が発表した、温泉地でのワーケーション、業務効果の検証結果であったり、さらには株式会社明治が、温泉とヨーグルトの整う力を生かした取組が今、行われておりますが、これから、さらに温泉、それから入浴の効果、その検証を重ねてデータ取りをしていこうとしているわけですが、質問になりますけれど、これらを市民生活、それから観光の促進、さらにはその市長の言われる、新湯治・ウェルネスツーリズムにどうつなげ、生かしていこうとしているのかを聞かせてください。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

コロナ禍から別府観光の復活に向け、観光の4本柱でございますユニバーサルツーリズム、観光DX、免疫力日本一宣言の実現、食×観光に取り組むことにより、観光を通じて地域にプラスの影響をもたらす好循環の仕組みづくりを進めているところでございます。

特に免疫力日本一宣言の実現におきましては、心身の健康に温泉が有用なことが科学的に証明されておりましたら、この先再びコロナのような感染爆発が起きても温泉の利用につながるものであるため、引き続き、温泉入浴による健康効果について検証を重ね、データを蓄積してまいります。

実証実験により得られました温泉の健康効果を基に、利用者の体調や健康課題に応じて泉質や入浴方法等を選び、さらに観光や食、美容や健康を促進する多様なプログラムを体験できる新湯治・ウェルネスツーリズムの仕組みづくりを目指しております。

これまでの観光客数の増加にこだわるのではなく、年に何度も別府を訪れていただくリピーターや、長期滞在のお客様などをいかに増やしていくかに重きを置き、別府が全国の温泉地の中でも選ばれる温泉地、愛される観光地となるようブランディングの確立につなげてまいりたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） 今後の取組、それから経過については、私も別府の一市民として、注視していきたいというふうに思っていますが、現時点でちょっと気になっているのが、やはりこういった温泉の効果を生かした取組は今後、全国の温泉観光地でも同様の広がりが出てくるのではないかなというふうに感じています。

その際に、いわゆる地方創生、国が進めたこの地方創生の取組、地方の活性化を促していたわけですが、これについては、蓋を開けてみたら結果的にどこの自治体もちょっと似たような同じ取組をしていた。中には、地域の活性化プランを同じコンサルタントが担い、ある自治体の先進事例をそのまま、ほかの地域に当てはめて、結果的には金太郎あめのような感じになってしまったというようなことも耳にしましたが、そんなふうになってしまっただけでは、当然いけないわけでありませう。

私も以前から、この持続可能な観光については、どういったものができるのかな、あるのかなということを考えさせられています。というのも、やはり観光は経済であったり、今回のようなコロナなど、地震もそうですよね。不測の事態の影響をやっぴりもろに受けるわけでありませう。

そしてまた、経済や景気が回復していったとしても、その恩恵はなかなかすぐには目に見える形にならない。ある意味では最後のほうに、その恩恵がこう回ってくるというようなことですね。

だから今回の、いわゆるその温泉の価値を高めて科学的なデータを取っていく。そしてこういうコロナのような、こういう緊急事態が起きてもその温泉を活用できる、人々の健康に寄与できる、そういうものにつなげていく。それから、また観光客数のその増加にこだわるだけではなくて、年に何度も別府を訪れていただくリピーターや長期滞在のお客様をどう増やしていくかということに重きを置く、その中で、全国の温泉地の中でも選ばれ

る温泉地、愛される観光地別府市となるためにいうことだろう、今、今取り組んでいるのは、その前段のところではないかなというふうに私も理解はしていますけれども。

これは、いずれにしてもしっかりと今後、私も注視をしていきたいと思ひますし、頑張って持続可能な観光づくりに向けて、取り組んでいっていただきたいと思ひます。

最後の質問になるのですが、これはちょっと視点を変えての質問になります。

今回、温泉のこの医学的効果が出されたわけでありますが、それを踏まえて、要望も含めた質問になりますけれども。というのは、2019年に別府市の福祉サービス事業あり方検討委員会から出された結果を基に、2020年に廃止になった70歳以上の方に市営温泉を年間180回無料で利用できる高齢者優待入浴券交付事業、これについての質問ですが、この廃止について、この間、ほかの議員も多分同様だと思うのですが、多くの高齢者の方々から、対象者の方々から、せっかくこれ唯一の楽しみだったのになど。長年、別府で頑張ってきて、老後の楽しみとか税金を納めて頑張ってきたのになどという、ちょっとお叱りとも残念とも寂しさとも取れるような多くの言葉を私も耳にしてきました。

この廃止になった背景や理由も、確かに理解できる部分もあります。しかし、やっぱりこれまで、別府を支えてきた頑張ってきた方々の思い、そして今回の実験から見えてきたこの温泉の医学的効果などを考えると、この高齢者の方々の健康寿命の延伸にも、やっぱり温泉というのはつながるものであるなというふうに思っていますので、ぜひともこの事業の復活、場合によってはその年齢や回数などの再考も必要だと思ひますが、この復活を、私自身要望している1人でありまひすけれども、どのように考えているのか見解をお聞かせいただけたらと思ひます。

○市長（長野恭紘君） それでは、私から答弁したいと思ひます

この高齢者の皆さん方の優待入浴券については、以前は180回どころか360枚、ほぼ1年分あったというふうに私が議員のときはそうでしたし、180回になって、福祉サービス事業あり方検討委員会の中で、ほかの福祉サービスを充実したほうがというような意見もありまして、この優待入浴券は廃止ということになりました。

私のところにも、これぜひ、もう一回やってほしいというようなお声はありますし、私自身も個人としては、私個人としては、それはあったほうがいいのかというふうに思っています。思っています。ただ、毎年の赤字額がもう億を超えるような状況で、その億を超える損失を、入っていない人の税によって補うというこの使用料がもう、これはちょっと改定をせざるを得ないという状況もありましたし、また、これについては、区営温泉の経営を圧迫しているというような御意見もいただいておりますので、総合的に判断をして今回の廃止と、前回の令和元年度の廃止というような状況に至ったということでもあります。

ただ非常に、それでも、全国的に見ても、非常に市民入浴券を使っていたら、83円から130円ぐらいの間で、平均を取ると100円ぐらいに多分なるのだろうというふうに思っておりますので、ぜひ、非常に安価な御負担をいただくことで、より健康になっていただくということで、皆さん方には、引き続きこの市営温泉、あるいは区営温泉の恩恵を受けていただけるといいなというふうな思いを持っているものでございます。

苦しい答弁ですが、そういうことでございます。

○9番（三重忠昭君） ありがとうございます。

分かりましたとはなかなか言いづらいところがありますけれども、確かにこの市政運営で、本当に大変難しい、悩ましいところがあると思ひます。目の前の対応であったり、またこれから先を見据えた施策など、本当に頭を痛める悩ましいことばかりだというふうに思っています。

ただ、これはもう私が言うまでもなく、市長も同じ思いであろうと思ひますけれども、やはり大切なのは、そこに住む住民、それから市民が、やっぱり別府に住んでよかったな

と。別府にいて暮らしやすい、そして生活しやすいという実感が湧くまちづくりが、やはり大切であろうというふうに思っています。

そして私は、そういったところには、おのずと外からも人が集まってくるのではないかなというふうに思っていますので、また一緒に、この件も含めて、今後ちょっといろいろと考えていけたらなというふうに思っております。

そのことを申し上げて、この項の質問は終わりたいと思います。

それでは、最後のアーバンスポーツ施設の整備についての質問に入ります。

まずは、このアーバンスポーツとはどういったものかの説明をお願いします。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

アーバンスポーツとは、スケートボード、自転車競技のBMX、バスケットボールの3 on 3、ブレイクダンスなどのスポーツと認識をしております。これらの種目は、東京オリンピックにおきまして、スケートボードで日本人選手が金メダルを獲得したことにより認知度が上がり、競技人口が増加していると認識をしております。

○9番（三重忠昭君） 分かりました。

私もちょっとインターネットで調べてみたのですが、これともとも海外のまちなかで生まれたもので、このアーバンというのは、都市、都会のという意味があるようですが、俗にいうストリート、まちや通りで行うスポーツ全般を指すというふうにインターネットでは書かれておりました。

東京オリンピックで、このスケートボード日本人のメダル獲得で、このアーバンスポーツの認知度も上がって、競技人口も今、本当に増えているということです。新聞等でもかなり頻繁に取り上げられております。

そこで、この質問になるのですが、この別府市内でこういったアーバンスポーツが楽しめる場所があるのかお聞かせください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

別府市の公園で、バスケットボールについて説明いたしますと、仲良公園と南石垣公園の2か所に設置しています。スケートボードについては、施設の破損や公園利用者の安全を考慮して、公園内は禁止となっております。

○9番（三重忠昭君） 御存じの方も多いと思うのですが、大分市では、かなり以前から、私の記憶では多分、田ノ浦ビーチが開設されたときぐらいからだと思いますが、国道を挟んだ向かいに、T-waveという市営の多目的施設があります。そこでは、子どもから大人まで、本当に幅広い年齢層が集まって、このスケートボードなどを楽しんでいます。

そこで質問に入るのでありますが、この春木川公園や上人ヶ浜公園でのパークPFI事業でグラウンドの整備予定となっておりますが、アーバンスポーツを楽しむことができないのか聞かせてください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

春木川公園では少年サッカーサイズ、上人ヶ浜公園ではフットサルサイズのグラウンドを計画しております。運用といたしましては、サッカーやフットサル等の競技のほかに、イベントや遠足、その他の競技での活用も想定しております。

多様な競技のあるアーバンスポーツは、都市とスポーツとか融合し、日々進化を遂げているものと捉えていますので、人工芝等の上で可能なものがあれば、楽しむことができると考えております。

○9番（三重忠昭君） このアーバンスポーツの競技で、今答弁にありましたけれども、例えばその人工芝の上で可能なものがあるかどうか分かりませんが、ただここで私として一つ気になるのが、今回春木川公園でもそのサッカーグラウンドができて、そして、目と鼻

の先の上人ヶ浜公園でもフットサル場、類似のものができるということにちょっと違和感を覚えるわけですね。

しかも、第4埠頭に隣接する芝生の広場でも、サッカーの練習などを行っている姿をよく見かけます。やはり、このパークPFIで事業内容を選定する際に、例えば選定委員会の中で、こういう施設ができるということの情報が共有できていれば、こういう同じ事業で同じような類似施設が重なることは防げたのではないかなというふうに、もっと有効的な公園のにぎわい創出につながる施設ができたのではないかなと私自身感じるわけであります。

これについては、また今後のこういう事業を行う際の課題として気をつけていただけたらというふうに思っています。そのことは伝えておきたいと思います。

そこで今後、このアーバンスポーツを楽しめる施設の整備予定があるのか、答弁をお願いします。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

令和5年度早期に幅広い世代を対象とした公園利用に関するニーズ調査を行う予定でございます。その中で、アーバンスポーツも含めて、スポーツ全般に関するアンケートも実施する予定でございますので、その結果を踏まえて整備したいと考えております。

○9番（三重忠昭君） ぜひとも、前向きに整備検討をお願いしたいと思っております。

またそのニーズ調査も、実際に公園利用者の声とか、またモニタリングをしながら、場合によっては、先ほど申し上げましたけれども、大分市営のその多目的広場で、実際に楽しんでいる方々がどこから来ているのかなども調査してみてもよいというふうに思っております。

先般、大分合同新聞では、県北のほうから、やっぱりこのスケートボード、アーバンスポーツを楽しむためにわざわざ大分の方まで行っている、その流れを止めるために個人の方が、自分の敷地、自分の持っている土地に、いわゆるこのスケートボードができる施設を自分で造ったというような新聞記事も出ていましたので、そういう調査も、大分に行ってやっていただきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、このアーバンスポーツ今、競技人口が増えて、実際に今もう既に騒音であったりとか事故、それから、公園利用者の間でトラブルになっているという声も聞いています。そういったことから、ぜひ整備をしていってほしいわけですね。

その一つに、やはりその上人ヶ浜公園であったり、第4埠頭一帯は、こういったものを整備する上で、あの環境の要因が非常に、私は個人的には整っていたなというふうに思うんです。そのほかにも、整備可能な環境がこの別府市にはあるというふうに考えていますので、ぜひ整備に向けてお願いします。検討をお願いしたいと思っております。

それと、これは最後の質問になりますけれども、これはスポーツツーリズムといった観点からの質問になりますけれども、例えば、このアーバンスポーツをはじめ、他のスポーツ競技、市長の一番最初の公約でもあったモータースポーツ、こういったスポーツツーリズム、イベントを、やっぱり別府市として育てていく。それを最終的には、日本全体であったり、場合によっては世界に発信できるようなものにして、観光振興に結びつけていくこともできるのではないかなというふうに思っていますが、どのように考えていますでしょうか。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

公園利用に関するアンケートも参考にしながら、競技種目やその経済効果等を調査したいというふうに考えております。

○9番（三重忠昭君） 大分市で毎年開催されているこの自転車のOITAロードレース、サイクルフェスですね。これも回を重ねるごとに大きくなって、レースのその格式も上がっ

ていって、そして、2023年には、ツール・ド・九州というものにもつながっていています。

以前から、実は私、この自転車のスポーツイベントは別府市がやるべきではないかなというふうにいろんな場所で発言をしたり、その考えを述べてきたのです。というのも、やっぱり別府は競輪場があるわけですね。競輪場があるからこそ、いわゆる自転車のイベントを別府で育てていくことによって、それが、いわゆる競輪の振興にもつながっていくのではないかなというふうに思っていました。

ラグビーワールドカップも開催後、別府市でのキャンプ誘致などにもつながっていますけれども、たしか、そのラグビーワールドカップの開催に当たり、私の記憶では、たしかキャッチコピーに、「4年に一度じゃない。一生に一度だ」というような、たしかそういうキャッチコピーがあったと思うのですけれども。これをやっぱり4年に一度でない、一生に一度でもない。別府市では、世界大会が毎年やってくるのだぞというような、そういうスポーツ大会、イベントを一つつくり上げていく、そういうきっかけなんかをぜひ、つくっていただきたいように思っています。

ぜひこれからも、別府の主要産業であるこの観光の発展、とにかく持続可能な観光も含めて、しっかりと考えていかなければならないなというふうに強く思っています。

これで一応、今任期の私の一般質問、最後にこれで終わりたいと思いますが、とにかく今回退職される執行部の方には、本当にいろいろ大変お世話になりましたし、私もまたこれからどういう立場になるか分かりませんが、別府市の1人として、別府市の発展のために、別府を愛する1人として頑張っていきたいなというふうに思っています。

そのことを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(議長交代、議長市原隆生君、議長席に着く)

○23番(泉武弘君) 2021年に大分県の農業非常事態宣言が出されました。

この内容を見て、大変私もショックを受けたわけですが、分析によりますと、農業後継者、いわゆる担い手不足、農業関係者の高齢化、消費量の減少、こういうものが相まって農業を取り巻く環境が非常に厳しいということが分析結果として示されています。

そこで、まず最初にお尋ねしたいのは、別府市の全体の農地面積、耕作面積、耕作放棄地の面積等が、資料によれば、次のようになっています。

別府市全体の田畑の総面積が143万坪で、別府市全体の耕作面積が102万坪、別府市の耕作放棄地面積が41万坪というふうに資料からは判断できますけれども、この理解でいいかどうか、まず答弁してください。

○農林水産課長(塩出政弘君) お答えいたします。

耕作面積等につきましては、そのとおりでございます。

○23番(泉武弘君) この耕作放棄地、これは今後、増加していくということが、理論的にも立証されると思うのです。それはなぜかと言いますと、米の消費量を見ますと、昭和40年代から2022年まで見ますと、約半分に減少しています。

それと、ファストフード、さらには冷凍食品、こういうもので生鮮製品を取り巻くこの消費量というものは減少していく、このように、私、泉武弘は理解をしていますが、この理解でよろしいでしょうか。

○農林水産課長(塩出政弘君) お答えいたします。

そのとおりでございます。

○23番(泉武弘君) そこで、この農業を取り巻く厳しい環境というのは、大分県が出しています農業の非常事態宣言でも裏づけられますが、農家の平均所得というのが分かれば説明してください。

○農林水産課長(塩出政弘君) お答えいたします。

年間所得額につきましては、市町村民税課税状況等の調によりますと、農業所得者の所

得税納税義務者数の平均所得は、平成 28 年度では 227 万 5,000 円、令和 2 年度では 192 万 5,000 円となっております。

- 23 番（泉武弘君） 今の数字からも、農家所得そのものが減少しているということがはっきり分かってきたと思います。

そこで今回、私が議論をする一つのテーマが、棚田ということに絞っています。

テレビを御覧になっている方、そして執行部の皆さんとこの知識を共有して議論を深めない、そごがあってはいけませんから、最初に棚田というものはどういうものかというのを明確にしてから質問をしたいと思っています。

棚田というのは、傾斜度、いわゆるこの勾配が 20 度以上にあるもの、さらには傾斜地に階段状につくられた田畑であるというふうに理解をしていますが、よろしいでしょうか。

- 農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

- 23 番（泉武弘君） ここで、お尋ねしたいのは、2022 年、令和 4 年に、別府市を含む、全国 271 か所が、つなぐ棚田遺産に選定されました。

この別府市の場合を見ますと、東山の棚田群、それから大所の棚田、内成の棚田、天間の棚田、ほか、内竈の堂面棚田の 5 か所が選定をされ、つなぐ棚田遺産として指定されているというふうに理解していますが、その理解でいいでしょうか。

- 農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

- 23 番（泉武弘君） ここで、一番大事なことは、次の点にあると思います。

市長、今回質問通告しました、ある方からメールが入ってきまして、なぜ棚田を守らなければいけないのか、米余りではないか。米の生産よりも、あの堂面棚田に太陽光パネルを設置して、発電の方が重要ではないかという、実はメールをいただきました。それも私、受けたときに、なるほどな、棚田というものの持つ特質、このことに気づいていないかもしれないなど実は思ったのですね。

だから、そこで、今日はこの棚田の持つ特質、果たすべき役割、こういうものについて若干掘り下げた議論を最初にしておきたいと思っています。

まず棚田というものの持つ特質ですね。まず第一には、農産物の供給基地ですよ。米、野菜等の供給基地であるというのが 1 点目の特質ですね。それから、2 点目に、国土の保全、それから水源涵養の機能を持っていますよ。

国土の保全というのは、先ほど市長、言いましたね。20 度の傾斜がありますね。したがって、上が崩壊すると下流域に土砂が流れ出すのですね。そういう国土保全というものがあります。それから、雨水ですね、大洪水の際に農地は、一旦、雨が田に、土に浸透します。それで保有水面まで行きますと、次の田んぼに流れ出すという涵養の機能を持っている。これが、いわゆる田んぼの一番大きな特徴なのです。

さらに、生物の多様性、私らの時代というのは、田んぼに行くと、カエル、蛇、もういろいろ、トンボ、もういろいろなものがありました。今ではメダカを見ることはできませんが、今もって、別府市の棚田を回っていると、赤トンボだとかカエルだとか、それから小鳥だとか、いろいろな生物の多様性に触れることができる。これが一つの棚田の特性であるというふうにならわっています。

もう一つの問題は、良好な景観。今回、堂面棚田を主体的に議論させていただきますけれども、堂面棚田から東南のほうを見ますと、まず別府湾、日出、遠くは大分、さらには四国まで見渡せるというすばらしい景観のところ、これは棚田の持つ、一つの景観の特性だと思います。

次に、保健休養機能。このグリーンツーリズムと言っていますが、あの棚田に、堂面棚

田、最近よく行くわけですが、スパランド豊海から歩いている方があんなに多いとは、私も実は知りませんでした。

私も 86 歳の御婦人の方に、毎日歩くのですかって言いましたら、毎日歩く。ここに来たら気分が晴れるし、すっきりするのだということで毎日歩いているという御夫婦に何組も出会いました。そういう機能を棚田というのは持っているのですよというのが 4 点目。

それで最後に、伝統文化を継承する土地ですよ。堂面棚田は、神楽なんかが、非常に盛んに行われたところで、秋の収穫祭なんかには、神楽の出ばやし等があって非常ににぎやかな地域だったのですね。

こういう棚田の特性を持っているところを棚田として指定を受けたというふうに理解していますが、農林水産課長、そういう理解でいいですか。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○23 番（泉武弘君） さあ、これから本論に入ります。

棚田、いわゆるつなぐ棚田遺産が、なぜ、選定されたのか。

別府市は、別府市 5 か所の棚田を、つなぐ棚田遺産として選定してほしいという申請をしています。そのときに国、県が求めたものは、棚田遺産に指定をされた場合に、市は積極的に、この振興策に関与してほしいということが協議の中で明らかになっておりますが、これは間違いありませんか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えをいたします。

私ども棚田の振興地域の協議会というものをつくっておりますけれども、主体は、主に参加されておられます団体を含めて、市もその中に入っておりますけれども、あとは J A 別府日出さんでありますとか、農業委員会でありますとか、地域の住民の方々、そういった方が主体となって行うというふうになっております。

○23 番（泉武弘君） 私が答弁を求めていますのは、棚田指定の申請のときに県から求められたものは、市は、この棚田の振興実施計画に積極的に関与してほしいということを求められているのではないですか聞いています。

○観光・産業部長（松川幸路君） 繰り返しの答弁になりますけれども、当然、市は関与していくということになります。

○23 番（泉武弘君） そこで、具体的にお尋ねします。

この 5 つの棚田をつなぐ棚田遺産の選定に希望の手を挙げていますね。その際に、関係者で具体的に棚田振興について、どのような協議をされたのか。簡潔に答弁してください。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

つなぐ棚田遺産の認定に当たりましては、棚田地域振興協議会構成員の 5 地区の代表者を通じて、棚田地域に対しまして調査を行いました。その際、選定要件も併せて説明したところ、全ての棚田から認定を受けたいと希望がありましたので、市として推薦をした次第でございます。

○23 番（泉武弘君） 棚田振興計画の中に、堂面棚田の振興計画が具体的に記載されていませんが、この理由を教えてください。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

堂面棚田の記載はされております。

○23 番（泉武弘君） 私が見落としたのかな。どこに記載されていますか。振興計画の中で、内成、天間等は記載をされていますけれども、私が頂いた資料の中で、堂面棚田の振興計画が具体的に記載されている部分を見つけることができませんでしたが、どの部分でどのような振興策を記載されていますか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

議員が言われておられますのは、令和2年8月20日に国に申請いたしました、指定棚田地域振興活動計画というものだというふうに思っております。

その第1に、指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項は、内成棚田、東山の棚田群、天間棚田、堂面棚田、大所棚田というふうに明記されております。

- 23番(泉武弘君) その大綱に基づいて、計画期間が認定の月から令和7年3月までとなっていますね。その次に、各具体的項目について記載をされているのですね。私が申し上げたのは、この部分を申し上げたと。

この部分を、私は何度、読み直しても、堂面棚田が出てこないのですけれども、私が見落としているんですか。それとも、当局の答弁が間違っているのですか。

- 農林水産課長(塩出政弘君) お答えいたします。

指定棚田地域振興活動計画の4、各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項の(1)指定棚田地域振興活動の内容では、指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとあります。

したがいまして、この別添2の工程表に記載のある棚田の保全、多面にわたる機能の維持、発揮、棚田を核とした棚田地域の振興の各項目に沿って、本活動は計画に沿って事業を行っているところでございます。

- 23番(泉武弘君) この振興計画を見ますと、ドローンを導入しますよ、鳥獣被害を減少しますよ、それから、棚田オーナーを増員しますよと、こういう具体的項目になっていますよ。堂面棚田についてはどういうふうに触れていますか。

- 農林水産課長(塩出政弘君) お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、別添2の計画に基づいて行っております。

別添2の進捗状況でございますが、内竈農地を守る会に、棚田の保全活動により、農地、水路、農道の維持、耕作放棄地の防止、鳥獣害防止柵の点検補修、猟友会との連携による鳥獣捕獲実施に関わる対策、ひまわりなどの計画作物の植栽による良好な景観の形成、かまど神楽や子どもたちへの田植え・稲刈り体験を通じた伝統文化の継承、交流人口の増加を目的に駐車場の整備及び令和4年10月には、堂面棚田にて、棚田イベント、湯のまち棚田マルシェの実施、以上につきまして、実施をしております。

- 23番(泉武弘君) 教えてください。交流人口の拡大、これは棚田振興法の趣旨の中に、こう書いていますね。棚田は、農業後継者、担い手、または、農業関係者の高齢化によって、危機的な状況になっている。だから今、棚田を振興しなければいけないというのが、棚田振興法の趣旨になっています。

そこで、この活動計画を見ますと、いわゆる棚田を振興する施策として、交流人口を増やさなければいけないということは、これも一番大きなテーマとなっているわけですが、堂面棚田を含む5か所の交流人口拡大に対する具体的な施策というのはどういうものですか。

- 農林水産課長(塩出政弘君) お答えいたします。

交流人口につきましては、都市住民の交流による棚田の活性化及び所得の増加など、様々な効果が期待されます。別府市といたしましては、棚田イベント湯のまち棚田マルシェや棚田稲刈り体験などの交流イベントを開催することで、交流人口増加による地域振興を考えております。

- 23番(泉武弘君) 交流人口の中に、農業と観光の連携、農業と福祉の連携、農業と教育の連携、こういうものが具体的にあるのですね。それから、林業と福祉の連携、それから、水産業と福祉の連携、こういうものが具体的に各省庁の事業として実は見ることができません。

これまで、農業と観光の連携、農業と福祉の連携、農業と教育の連携、こういうものを

具体的に協議したことがあるのかどうか。あるとするならば、どういう結論になったのか教えてください。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますが、まず、観光も含めた中での交流人口の拡大につきましては、昨年の10月に、湯のまち棚田マルシェというものを開催いたしました。これにつきましては、棚田関係者も含めて、地域の子どもたち、それと市内外の方が200名ほど参加をいたしまして、5地区の棚田米のおにぎりの試食や市内のお料理を専門にされる方が棚田で取れた野菜を使って考案された料理などをしていただくことで、市内の棚田の魅力を発信することができました。

また、農業と福祉につきましては、これ山手の方の東山の地区になりますけれども、県が斡旋というか御紹介いただきまして、施設の方と地元の方の農業の方のマッチング、農福連携のマッチングを行った実績がございます。

また、これも東山地区が中心になりましたけれども、ひとまもり・まちまもり協議会が中心になりまして、東山地区の農家の方と東山小学校の子どもさんたちが収穫の喜びを味わう、その教育の事業を実施した経緯がございます。

○23番（泉武弘君） 交流人口の一例として、部長から説明をいただいたわけですね。

棚田全体、私は先ほど、今回は堂面棚田を具体的、個別的に議論しますよって言いましたね。いわゆるこの交流人口の中で、国内外を問わず、観光客との交流を推進するっていうのは、この大きなテーマになってはいますが、これは、具体的に今後、どうしていくのですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） 先ほど、まず第1回の湯のまち棚田マルシェというものを、堂面棚田で開催させていただきました。まだ残り4つ棚田がございます。これから毎年、できれば、これ皆さんと御協議をした結果になりますけれども、順次それぞれの棚田地域の魅力といいますか、そういうものを内外に発信し、観光につなげるような取組を順次やっていきたいなというふうに今、考えております。

○23番（泉武弘君） そこで、隣の安心院町でどういう取組がされたのかというのを、実は議会事務局で調査をしていただきました。

これグリーンツーリズムという形で、全国的に非常に脚光を浴びたのですよね。ところがコロナで研修旅行が激減したということで今、大変、岐路に立っているようです。しかしながら、これまでの実績を見ますと、平成29年が8,916人、平成30年が9,122人、令和元年が7,893人、合計2万6,000人近くが、実は安心院を訪れているのです。

そして私も、今回調査をしてもらうまで、グリーンツーリズムの資料で検証はしたのですが、実はびっくりしたのです。台湾から、平成27年に712名の農業研修生を受け入れている。

堂面棚田の持つ特性の中に、景観が本当に素晴らしいというのがあります。こういうところで、こういう研修生を受け入れるような施策というのは無理なのでしょうか。

○観光・産業部長（松川幸路君） 堂面棚田につきましては、面積も限られている中での取組が今、多面的にも行いつつあるところでございまして、また研修生を受け入れてやるところは、またこれ、棚田の振興協議会がございまして、また、その中で議論できればなというふうに思っております。

○23番（泉武弘君） なぜ、今まで振興協議会でこの議論をしなかったのですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

基本的には、先ほど議員がおっしゃられた指定棚田地域の振興活動計画、これにのっとって、できるところから私どもやっております。基本的には、やはり市内に5つ棚田がございます。基本的には5つの棚田でバランスを見ながら、また事業も行っていることなのです。

で、なかなかその1地域だけの様々なことを集中してと申しますか、そういうところまで、まだっていないということでございます。

- 23番（泉武弘君） 部長ね、酷な言い方もかもしれません。東山は東山、天間は天間、大所は大所、堂面は堂面、それぞれの人が農業で生計を立てているのです。ほかの地域がどうかという余裕がないのですよ。自分のところの棚田をどう守っていくのか。その棚田で生計が立つのか、収入、消費がどう結びついていくのかということが一番関心があるのですね。

今、部長は、堂面棚田だけに限らず、市内の棚田全体のことを言われましたけれどもね。私は先ほど、個別、具体的に堂面をお聞きしますよと、こう申し上げた。

そこで、棚田の振興計画の中にあることに大変、私はうれしさを感じているのは、直売所、それから展望台、便所、こういうものを整備するという計画が上がっています。これはこのとおり理解をされているのですか。

- 農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、指定棚田地域振興活動計画の4、各年度において行う指定棚田活動の内容というような記載の中で、別添2で行っておりますので、それは当然できるのであればやっというふうなことでございます。

- 23番（泉武弘君） できるのであれば、できないのはどういうことですか。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

先ほどの答弁で補足的に、まず御説明をさせていただきますと、指定棚田地域の振興活動計画の4の③のところを議員は言われているのだと思いますけれども、棚田を核とした棚田地域の振興というところで、確かに議員が言われるように、駐車場や看板、展望台、休憩所、それと交流施設などが棚田の付近にできたらというふうな表現でここに明記をされておるようでございます。

これは、棚田付近にこういうことができたらというふうな例示を込めた、たとえの明記でございますので、まだ、そこまで具体的には行っておりません。

- 23番（泉武弘君） それでは、お聞きしますね。

交流人口を増やしますよ。今の棚田5か所に、観光客を含め、住民とか皆さん方が来られます。トイレどうします、トイレは。さらに、道路をどうします。子どもたちが、稲刈りとか、今も体験していますね。堂面棚田の場合ね。一番困るのはトイレなのです。青空天井なのです。一つ、仮設便所を借りてくれているようです。しかし、やっぱり交流人口を増やすということを施策の中で重要課題にするのであれば、やはり、私はトイレは絶対条件だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

トイレ、駐車場などの整備に関しましては、棚田を核とした棚田地域の振興における具体的な手段の一つだと捉えております。

- 23番（泉武弘君） そうですね。

トイレのみならず、道路、直売所、駐車場、休憩所、交流施設、看板等がこの細目としてうたわれています。

市長、今、2日、3日前か、堂面棚田の皆さんが水路整備をしたのですよ。かなりの人が出て、水路の維持管理の整備をした。これはね、農振地域でないのに、別府市は交付金を出していただいている。これもう、僕は積極的に評価したいと思っています。農振地域でないのに、単費から出しているというのが、農業振興にかける思いだと思います。関係者に代わってお礼申し上げたいと思う。本当これはすばらしいと思います。

それでもう一つ、駐車場も堂面棚田にはあるのですよ。堂面棚田に駐車場はありますけれども、未活用部分の市有地が200坪ぐらいあるのですよ。この市有地を駐車場として整

備できれば、さらに交流人口を増やすツールになってくると私は考えるのですけれど、部長どうですか。

- 観光・産業部長（松川幸路君） 繰り返しの答弁になります、議員のほうは、堂面棚田ということで、今回質問されているということでございますけれども、やはり私どもは、全体のバランスを見ながら、当然、そのハードの整備も含めて考えなければならないというところでございます。

その中で、例えば農業者の方がこういうことをやりたいとか、こういうことをやってみようとか、そういう意思がある方がいらっしゃるのであれば、そこに具体的なまた協議が必要になってくると思いますけれども、基本的には、やはりバランスを見てやっていくというのが私どもの考えでございます。

- 23番（泉武弘君） それはいただけない答弁だと思うね。振興計画を協議した段階で、そういうものが俎上に上がっていないということ自体が僕は間違っていると思う。遅きに失したと言いながら、今言っているような前向きな議論がずっと進んでいるなら、僕それはそれでいいと思うのだけれども。

そこで市長、今言う棚田の交流人口を増やす一つの課題として、先ほど申し上げたトイレなどがあるということで、またあとで、後刻しますけれども、そこで、堂面棚田の道路を今から議論しますが、他の4か所とバランスを取らなければいけないですか。どうですか。堂面棚田の道路と上の道路と違いますか、いいですね、部長。

堂面棚田には、関の江北平線というのがあります。これ延長が1キロを超えていますけれども、幅員が2.8メートルから5.17メートルあるようです。この堂面棚田に行くときに一番心配をするのが、離合ができないということなのです。車の離合が非常に難しい。

現況は、今、山田課長は答弁席についていますが、現況は、道路幅員の中で舗装部分と未舗装部分を実際に歩いてみますと、未舗装部分がかなりの面積があるのですね。この未舗装部分の整備をすれば、離合等がかなり可能な場所が増えるというふうに私は考えていますけれども、課長いかがですか。

- 都市整備課長（山田栄治君） お答えをいたします。

今の質問の未舗装部分に、舗装をかければ通れる部分が増えるのではないかとということについては、そのとおりでございます。

- 23番（泉武弘君） 現状、この前、別府山香線、市長ね、内竈の上から、山香線から入ったのですよ。もう途中、車が来たらどうしよう。もう、幅員いっぱいいっぱいですからね。片側は、かなりの傾斜なのです。どうしようかと思いつつ行って、幸いに車が来なかったからよかったです。この前、地元の方に聞きましたら、女性が迷って入って、JAFによって引き上げられたということも聞いています。

やっぱり、あそこの道路で、幅員がありながら未舗装部分の整備は、やっぱり早急にやるほうが、道路管理者の管理責任上からも、僕は必要と思っておりますが、山田課長いかがですか。

- 都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

市内には狭い道路で離合が難しい場所、道路がございますが、それぞれの道路の状態や利用状況等に応じて、維持管理、整備を行っていきたくて考えています。

- 23番（泉武弘君） 先ほど、松川部長は、地元でやる気がある方がおればということを目指されましたので、それはちょっと訂正をしてほしいと思います。

農林水産課長に、地元はもう既に堂面棚田活性協議会という規約までつくって、役員の選出まで終わっています。あと総会を開くまでに至っているのですね。この棚田の皆さん方が言っているのは、今回は最後の機会だろうと。いうのは理由が、この役員の皆さんも高齢化が進んでるのですね。だから、かけるとしても年齢的に今回は最後ではないだろう

かということを実は皆さん思って今取り組んでいるわけですね。

だから、やる気があるかないかというのは、やる気があるから、こういう議論をしているということだけ指摘をしておきますね。

そこで、一番の問題である交流人口増やすためのいろいろな施設、それともう一つは、市道を管理する市の管理責任で、この道路を、いつとは分かりませんが、調査して整備するというふうに、この議場で理解をしていいのかどうかだけ答弁してください。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

先ほど松川部長の方からもお話があったように、今後、堂面棚田が担う別府市内での位置づけ、いろんな、そういう発展におきましては、拡幅など今、言われることを、地元関係者と協議をしながら対応していきたいと考えております。

○23番（泉武弘君） ぜひ、そうしてください。地元の皆さんは、本当に真剣なのですよ。もう何回会合を開いたか分かりません。やっと皆さんも、もう一回、棚田振興にかけてみたいという気持ちで今、衆議一決しているわけなのですね。だからそれに、行政もぜひとも応えていただきたいなということを願ってやみません。

さて、市長ね、これ、活性化協議会のメンバーの皆さん方、想定されるメンバーの皆さん方と今まで議論したことを今から申し上げますと、こういうことなのですよ。

棚田を見ますと、全体が、この堂面棚田だけを見ますと、対象面積は3万9,000坪です。そして、現在耕作面積は2万7,000坪、堂面棚田の耕作放棄地の面積が1万2,000坪あります。これ何とか有効活用できないだろうか。そして、交流人口を増やせないだろうかということ、実は地元、本当真剣に考えているのです。

そこで、市長ね、こういうその着想というのが、私も提案し、皆さん方と意見を交わしているわけですが、あの地域に、一つは農振法がかかっています。都市計画法も縛りがあります。いわゆる手足を縛って、あなたたちは振興しなさいよという非常に制約のあるところなのですが、その制約を受けない範囲で、耕作放棄地の中にテント村ができないだろうか。

このテント村というのは、モンゴルの有名なテントがありますね。ああいうものを何張りか張って、まず、何らかの障がいがある方々、不登校の子どもたち、それから高齢者の皆さん、こういう方が棚田に来ることによって、ほっとできる、また、自然と触れ合うことによって癒やされる、また友だちが多くできる、こういう効果がつくれるのではないかとということで、実は今模索しているのですね。

それで、この棚田で、もしテント村ができるとするならば、テントに要する費用はクラウドファンディングでいいのではないだろうか。それで既に、この意向に賛同して、テントを寄附してもいいよという方も実は出ています。ただ、今回議論を経て、市が全面的に行くよということになれば、具体的にこちらも進めていかなければいけないと実は思っているのです。

私は、堂面棚田の交流人口を増やす一つの施策として、今申し上げた大人も子どもも障がいがある人たちも、棚田に行ったらほっとできる、癒やされる、そして笑顔があふれる、こういう空間として利用できないかなという強い思いを持っていますが、市長の棚田振興に対する基本的な考えを、この機会に教えてくれませんか。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

先ほどから交流人口の話が出ております。これはまさに多面的な活用ということだというふうに思いますが、私どもが、長野市政として、この農業というものを、これ重要だと、しっかり進めていかなければいけないと思ったものは、まさに、コロナ前でありましたけれども、来られるお客さんが、別府で取れたものが食べたいと。まさしく別府産のものを食べて、それをもって一つの楽しみとしたいと。食というのは観光にとって非常に重要な

ものだというふうに思います。

そう見た中で、別府の農業といたら、もうほとんどクローズアップされてこなかったというのが現状だというふうに思っています。そういう中で、まずは高付加価値なものとか、別府で非常に顔が見えて安全な、また安心なおいしいものをお客さんに高付加価値なものとして提供すると。そこで、農業に従事しておられる皆さん方の所得を上げると、そういうような意味合いから、食×観光というものがスタートしたと。

そこから学校給食共同調理場というものが今度できます。その中で主要な野菜、取れるもの10品目に関しましては、別府産のものを10年かけて100%にしていきたいと。これ私の思いも入っておりますが、そういうことでしっかりと農業生産というものを向上して行って、あわせて、農業従事者の皆さん方の所得を上げていくと、こういう大きな計画の中で、棚田というものも一つあると。

棚田については、農業という側面だけではなくて、先ほどから申し上げておりますように、多面的な活用というのが非常に重要だというふうにも思っております。

部長、課長がそれぞれ。バランスを見てというのは、そういう意味で、棚田という一つの側面から見れば、農業全体ということではなくて、棚田というところから見れば、それは全体のバランスを見てということに、これはなるのだろうというふうに思っています。

やる気がある、ないということではなくて、先ほど部長からやる気のあるというようなお話がありましたが、その意味合いとしては、それぞれの地域で、やはり特色が違う。持続可能なのかというようなことも、やっぱり大きなテーマだと思います。

道路とか、例えば、水とか、いわゆるハード整備をするにしても、いろいろとやって、それで終わり、後継者もなかなか出てこないというようなことでは、これは本当に困るわけでありますので、何からできるのか、どちらかと思ったらスモールスタートというか、できるところからスタートして行って、できるところから事業を始めていくと。その結果として後継者が生まれてきたり、展望が見えてくると。そういうことが、まずは大事なというふうに思っておりますので。

それぞれの棚田、特に議員は、堂面棚田のことで議論をさせていただいておりますが、私も堂面棚田はすばらしい場所だというふうに思っていますので、皆さん方のやる気が損なわれることがないように、まずはできることがどういうことなのかということを真摯に話し合いをして、こういうことだったらできるのではないかというような議論を進めていければというふうに思っているところでございます。

- 23番（泉武弘君） そのとおりですね。市長が、くしくも冒頭に言われた、消費地よりも生産地という考えですね。物を食べるときに消費地でおおいになって、生産地で食べるからおいしいのですね。これ基本の施策のようです。

市長は、まず、できる分野からと言われましたので、その言葉を非常に重く受けとめて記載をしておきます。

先ほどから話をしてありますが、最後のチャンスではないかな。私もこんなに、堂面棚田の農業関係者の皆さんとどっぷりつかって議論したのが実は初めてなんです。そして、だんだん皆さん方の熱意に打たれて、実は九州電力まで行ってきました。

九州電力の塔が二つありますね、あの中に。九州電力の関係者にお聞きして、あの地区にトイレかテントを設置させてくれないかという申入れを仮にしてみました。これは十分検討できるという答弁もいただいています。

我々として、できる努力は、これまでやってきました。もう今から先ね、本当、堂面棚田の関係者のその強い気持ちに、行政が、そこまで考えるのだったら我々も道路整備しようではないか、便所設置をしようではないかという、この動きをしていただくことが今、お互いに協力関係を築くチャンスだと私は思っています。ぜひともそういう取組をしてほ

しいな、こう思っています。

そこでもう一つ、6次産業化についてどういう考えを持っていますか、お知らせください。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

6次産業化につきましては、棚田で取れた農産物等を活用した推進に努めております。販売所の開設やイベントによる農産物の販売の実施を考えております。生産者と宿泊、飲食事業者を結ぶ取組の一方で、棚田産生産物の販売増加を目的に、県の事業であります、JAの直販の地産地消PRとか資材の購入を行っているところでございます。

○23番（泉武弘君） 例えば、棚田米、これがおいしいというのは誰もが知っていることなのですね。それで棚田米を米という分野で売なのか、高付加価値をつけて、どぶろくというふう加工して売なのか。野菜、根菜類をそのまま生産物として出すのか、漬物等に加工して売なのか。これは農家所得に大きく、実は関わってくるのですね。

これこそ、部長ね、5つの棚田共同で取り組むべき課題なのです、6次産業化をしないと農家所得というのは増えないのですね。今のままの原材料で出すということでは、できない。

今回の棚田問題を調べていくうちに、今後、施策、いわゆる農作物として考えていいと思うのはそば。そばは、85%程度が中国から輸入しています。それから、菜種、菜種は90%中国から輸入しているのですね。こういうものがこの5つの棚田地域、大所を除いて、大所は湿田地帯ですから、そばには適していませんけれども、そういうものも、一つの農作物として検討してもいいのではないだろうかという気もするのです。

堂面棚田のある、内竈の隣の小坂ですね。小坂で、ある方が次のような取組をしています。

大分大学の学部と連携して、ノルディックウォーク、いわゆる健康ウォークをしようということで、かなり根詰めたところまで実は話が進んでます。私もそれを見させていただきまされたけれども。ならば、小坂、内竈の間に、いわゆる健康歩行道路というようなものを一体的に整備する。そして、それは、サイクリング道路等の転用もできるのではないかと。

その財源は、私どもの市は自転車競技をやっています。自転車振興会の補助事業を乗せることも可能ではないかなと。こういう多面的な補助金、それから多面的な事業というものに今から取り組んでいかないといけない時期に来ているなど。それがいわゆる交流人口を増やすということにつながっていくと思うのですね。

さて、市長、もう一度だけ答弁してくれませんか。市長も、先ほどこの棚田農業に関する熱い思いを聞かせていただきました。本当に市長ね、農業の危機だと思っても、それは危機というのは生産力が落ちた点だろうけれども、農業関係者が高齢化してしまったというのが一つある。それと、農産物に対する消費量が少子化で減少してしまったというのがあるのですね。これいかんともしがたい自然現象なのです。

ここで、本格的にてこ入れをしなかったら、私は大変な問題になるだろうな。今回いみじくも、ロシアの侵攻によって小麦の出荷が停止しました。このことによって、アフリカを中心とする、パンを主食とする地域は、本当の危機的な状況になっています。

今日本では、エネルギー分野と農業生産額の平均を見ますと、農業自給率は52%なのですね。ただ、一方で、子ども食堂がありますね。子ども食堂は食材に、大変悩んでいます。この休耕地を子ども食堂の皆さん方の農耕地として提供できないだろうか。いわゆる、あらゆるものが、この検討課題に実は上がってくるのですよ。

そして、市長ね、あまり年齢的に待てない年齢に来ているのですね。やっぱり無明と光明というのがありますけれども、やっぱり農業に従事している人たちは、明日の見える、何か明日に期待が持てるということは今求めているのだと思いますが、この私が今、市長に訴えたことに対して、市長はどのように対応していただけるのか、もう一度答弁してい

ただけませんか。

○市長（長野恭紘君） 私から答弁したいと思います。

本当に時間的な猶予は、農業に対してはないというようなお話がありました。実際に、やっぱり従事をされておられる皆さん方の平均年齢というのは当然上がっているのだろうというふうに私もこれは理解をしておりますし、一方で持続可能という、先ほどから、SDGsもそうですし持続可能かどうかというのが、一つの大きなテーマでもあると思います。

それは同時進行なんだろうと。どちらかが先という、品物が先、いわゆる、そのものが先なのか、そういう体制が先なのかと言われると、どちらか一方ということではなくて、両方進めていかなければいけないのだろうというふうに私は思っていますので。

とにかく皆さん方が希望を失うことがないように、これはスピード感というのが私ども市政の売りでもありますので、しっかりとある一定程度棚田全体のことも考えながら、その中で堂面棚田がどういう役割、機能を担っていただけるのかということは、スピード感を持ってしっかり話し合いを重ねていきながら、併せて、先ほどから申し上げておりますように、別府市の食×観光であるとか、それを、できたら、子どもたち、そして市民の皆さん方にも栄養があっておいしい、顔が見える、そういったものを食べさせてあげたい。

また、教育的な側面というのもあると思いますので、その堂面棚田、棚田でなくても、農業というものを活用した、やはり子どもたち、もしくは子ども食堂という具体的なものも出ました。そういった様々な活用の方法というのがあると思いますので、ありとあらゆるその可能性というものは、一切これは排除するものではありませんし、今から具体的な作業に入っていくということでございますので、具体的にこれから、それぞれ、特に堂面の皆さん方と協議をしながら、何だったらできるかと、どういうことをするかということ話し合っていければというふうに思っています。

○23番（泉武弘君） そのとおりですね。今日、私は堂面棚田の関係者の皆さんの声を代弁しているだけで、実際に、堂面棚田農業関係者がどういう熱い思いを持っているのか、どういう具体案を持っているのかを、膝突き合わせて今後協議して前に進めていただきたいなと思っています。

これ市長、私は堂面棚田、なぜこれだけこだわるのかというのは、ここは5つの棚田全部ですが、ここが全国に誇れるモデルケースになり得る可能性があるという判断を、実はしているのですね。

だから、今全国で棚田振興法というものができて、危機的な状況になっていますよって言っているけれども、別府方式はこういうふうに振興策は具体的に進んでるよというようなものにしたいたいという強い思いを持っていますので、一緒に協力できたらうれしいと思っています。

さて、この任期の最後の議会の最後の質問が終わろうとしています。

考えてみますと、やっぱり厳しい質問をしまして、かなり早口で質問し、分かりにくかったこともあると思います。また、一口多かったこともおわびをしなければいけないなと思っています。

今、4年任期の最後の質問の中で、私自身振り返ってみますと、議員というのは、いかに恵まれているかということに思いをいたすわけです。なぜかと言いますと、黙ってても報酬、いわゆる給料が毎月いただけます。黙っててもボーナスはもらえます。よって立つところは市民の皆さん方の税金です。

それで市民の皆さん方は、建設関連の皆さん方は、冬であろうと夏であろうと、冷暖房のない地域で働いて、その中から税金を納めていただいています。その中から私どもは頂いているのです。

これが時代に合うかどうか分かりませんが、議会開会時間が朝の10時です。先ほど言いました、農業の従事者は、もう10時っていったら、昼間休みの早い時間で帰ってくる時間なのです。本当にこのような状態でいいのだろうかという、私は気持ちを持っているのですね。

それでこの4年間振り返ってみますと、まさに自分が付託を受けた議員として、本当に市民のために役立ったのかということと考えたら、まさにじくじたる思い、これはもう本当にそう思っています。もう次の選挙はどうなるか分かりませんが、もし再任、皆さんから議席をいただいたならば、今まで以上に刻苦勉励しながら働かなければいけないという思いを強くしています。

さて、この3月で辞められる職員の方皆さんにお礼申し上げます。議員になって36年。一番最初に取り組んだのが公設卸売市場です。当時、差し止め訴訟をやり、議会ではいろいろ議論しました。市長も今ですから言えます。私が廊下歩いて、職員は私の顔を見たらいなくなる。いわゆる怪我をすると皆さん思って、あれに触れたら怪我をするよ。自分で、何でああいうふうな対応しかできなかったのかなと思っています。

今はね、廊下を歩いていても、皆さんが手を合わせます。私はまさに御仏みみたいな優しい顔になっているのですね。いろいろなかんかんがくがくの議論をしてきましたけれども、求めるところは市民の幸せなのです。

今後においても、やっぱり執行部と議員というのは立場は違いますから、かんかんがくがくの議論をして、たどり着くところが市民の幸せであれば、その論議は僕は必要だと思っています。

協力できるところは十分協力していく。それで今申し上げた農業振興については、今後の次の任期をいただけたならば、重要課題として、私は積極的に取り組んでいきたい、こういう思いです。この4年間、ありがとうございました。

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は、明日定刻から、一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時48分 散会